

**独立行政法人農業者年金基金の  
平成20年度に係る業務の実績に  
関する評価結果**

**農林水産省独立行政法人評価委員会  
農業分科会**

## 業務実績の総合評価

総合評価：A

### 1 評価に至った理由

法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目のうち、「業務運営の効率化による経費の抑制等」をB評価としたが、その他についてはすべてA評価となった。

これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

### 2 業務運営に対する主な意見等

全体として順調に業務が実施されていると考えられる。

今後も、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）等の政府全体の取組を踏まえつつ、中期計画に基づいたより具体的な年度計画の策定や、年度計画の達成のみに拘泥することなく業務の創意工夫、業務プロセスの重視等により、中期目標の達成に向けて業務を効率的・効果的に実施されたい。また、業務実績報告書等の作成に当たっては、一般国民にも理解が容易となるよう、より理解しやすい表現振りについて引き続き検討することが望まれる。

#### [ 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置 ] について

一般管理費、事業費ともに、平成20年度計画に設定した目標を上回る削減が実施されている。人件費については、俸給月額の引き下げや管理職手当の引下げ等により、総人件費改革の目標を上回る削減が実施されている。

給与水準については、国家公務員の給与改定を下回る給与改定を実施するとともに管理職ポストの削減を実施するなどの措置を実施した結果、対国家公務員地域別指数（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）は平成18年度の110.0より5.9ポイント改善され104.1となった。更に給与水準の公表において国と比べて給与が高い理由、給与水準の適切性の検証、講ずる措置等について、国民の理解が得られる説明が行われてあり適切に対処していると認められる。今後は、平成24年度までに地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数を100にする目標の達成に向けて引き続き給与水準の適正化に取り組まれたい。

随意契約については、「随意契約見直し計画」を達成できなかつたため「C」評価としている。考慮すべき特殊事情もなく、計画策定時に計画の妥当性についての検証が十分でなかつたことが原因と考えられる。なお、「随意契約見直し計画」は、平成21年度に達成しているところであるが、随意契約から一般競争入札に移行した契約でも、従前と同一業者で一者応札になっているものが見受けられる。基金では独自に入札公告期間を10日から30日にする等の競争性・透明性確保のための取組みを実施しているが、今後は基金内に設けられた支出点検プロジェクトチーム等を通じ、一者応募・一者応札についての改善策を講じ、随意契約見直し計画の効果が十分に発揮されるよう取り組まれたい。

また、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日付け総務省行政評価局長事務連絡）等の取組を踏まえ、会計規程等の見直し等、引き続き適切な契約の実施に取り組まれたい。

電子情報提供システムのアクセス件数は前年度を上回っている。農業者年金受給権者現況届提出対象者一覧表の改善などのシステム開発に着手し、開発を完了するなど計画どおり順調に実施されている。

常勤職員の削減を実施し、高齢者継続雇用制度を活用し定年退職者を非常勤職員として継続雇用しており計画どおり実施されている。

九州連絡事務所については、業務に支障が出ないよう配慮しつつ計画どおり平成20年度末をもって廃止されている。

コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置し、四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、講じた措置についてはホームページに公表されている。

業務委託費の定額部分を、業務受託機関の被保険者数及び受給権者数に応じた区分に改める見直しを実施し、業務委託費を削減している。

今後とも、実施状況・効果の検証を行うなどにより委託業務の効率的・効果的実施に努められたい。計画どおり研修が行われ、理解度の確認も行われており順調に実施されている。

今後とも、研修内容の理解度の把握を行い、当該確認結果を次の研修に活用するなどの工夫することにより基金職員及び業務受託機関職員の業務運営能力の向上等に努められたい。

評価・点検の実施は、単なる数値目標の達成のみが目的ではないことから、今後とも関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるよう一層努められたい。

#### [ 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置 ] について

被保険者資格記録の管理、迅速な事務処理等は、適切な年金給付を行うため必要不可欠なものであ

ることから、今後とも適正な業務実施により一層努められたい。

年金資産の運用に当たっては、安全性、効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供に努められたい。また、必要があれば資産構成割合を見直すなど適切な年金資産の運用に努められたい。

新規加入者については、平成20年度計画の目標値を達成すべく普及・啓発活動を行ったが、株価の低迷など資産運用環境の悪化、農業資材等の高騰による農業経営環境の悪化及び農業委員会の選挙による加入推進体制の一時的な後退等の特殊事情・外的要因が働き、目標を達成できていないことから「b」評価とした。

平成20年度の新規加入については、前記のような特殊事情・外的要因が働いたとはいえ、平成19年度に続き、「b」評価となっている。今後は、認定農業者、家族経営締結者等に重点的に加入を勧めることを明確にした加入推進取組方針に基づくメリハリの効いた効果的・効率的な普及推進活動等をより一層推進し、平成21年度においては計画を確実に達成されたい。

[ 3 財務内容の改善に関する事項]について

計画どおり、すべての担保物件について分類の見直しを行い、適切に債権の管理・回収が行われている。

[ 4 長期借入金]について

金利競争入札により極力有利な条件で借入れが行われている。

[ 5 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画]について

予算執行については、区分ごとに適正な執行を行い、経費の削減計画を達成している。

業務委託費については、経費が削減されている。今後とも、支出削減の取組を実施するとともに、業務実績等の把握に努め、実施状況・効果の検証を行い、効率的・効果的に委託業務を実施されたい。

特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定及び農地売買貸借等勘定において当期総利益が生じているのは、独立行政法人会計基準第80の3による振替を行ったためである。旧年金勘定において、当期総損失が発生しているのは、自己財源（過去に貸し付けた債権の償還金等）を旧年金等給付費に充当したこと等のためであり適切であると考える。

[ 6 短期借入金の限度額]について

平成20年度は実績がなかったため評価の対象外である。

[ 7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画]について

千葉県柏市に所有する職員宿舎について、平成21年度末までの売却に向けた手続きが適切に実施されている。

[ 8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項]について

職員の人事に関する計画

( 1 ) 方針

農業者年金事業や資金運用に関する研修が計画どおり実施されている。

継続雇用制度を活用し定年退職者を非常勤職員として計画どおり2名雇用している。

( 2 ) 人員に係る指標

常勤職員を2名削減しており計画どおり実施されている。

積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金については、計画通り旧年金給付費及び旧年金給付のための借入金にかかる経費の一部に充当されている。

評価項目（大項目）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	A
第3 財務内容の改善に関する事項	A
第4 長期借入金	A
第5 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	A
第6 短期借入金の限度額	-
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	A
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A

評価単位ごとの評価シート（総括表）

評価項目（評価単位）	評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 業務運営の効率化による経費の抑制	B
2 業務運営の効率化	A
3 組織運営の合理化	A
4 委託業務の効率的・効果的実施	A
5 業務運営能力の向上等	A
6 評価・点検の実施	A
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 農業者年金事業	A
2 年金資産の安全かつ効率的な運用	A
3 制度の普及推進及び情報提供の充実	A
第3 財務内容の改善に関する事項	
財務内容の改善に関する事項	A
第4 長期借入金	A
第5 予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画	
1 予算（人件費の見積りを含む。）収支計画及び資金計画	A
第6 短期借入金の限度額	-
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	A
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）	A
2 積立金の処分に関する事項	A

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価																														
第1 - 1 業務運営の効率化による経費の抑制等	<p>1 業務運営の効率化による経費の抑制等</p> <p>【評価結果】 指標の総数 : 9 評価 a の指標数 : <math>8 \times 2</math> 点 = 16点 評価 b の指標数 : <math>0 \times 1</math> 点 = 0点 評価 c の指標数 : <math>1 \times 0</math> 点 = 0点 合計 16点 (<math>16/18 = 88.9\%</math>)</p>	B																														
【中期計画】 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務の効率化を進め、中期目標の期間中に、平成19年度比で15%抑制する。また、事業費（業務委託費）についても、中期目標の期間中に、平成19年度比で13%以上抑制する。 このため、加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な物資の調達等を行う。	<p>【評価指標】 一般管理費 (一般管理費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a : 削減率の達成度合が90%以上であった b : 削減率の達成度合が50%以上90%未満であった c : 削減率の達成度合が50%未満であった</p> <p>事業費 (事業費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a : 削減率の達成度合が100%以上であった b : 削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c : 削減率の達成度合が70%未満であった</p>	a																														
【年度計画】 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）について、業務運営の効率化を進め、前年度比3.0%削減します。 また、事業費について、委託業務の効率化を進め、前年度比8.1%以上削減します。	<p>【事業報告】 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 業務運営の効率化による経費の抑制等 (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費（人件費を除く。）については、業務の効率化を進め、前年度比3.0%削減する計画に対し、実績で16.4%の削減を達成した。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比8.1%以上削減する計画に対し、実績で9.0%の削減を達成した。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度予算</th> <th>20年度予算</th> <th>削減率</th> <th>20年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>827,168</td> <td>802,353</td> <td>△3.0%</td> <td>691,678</td> <td>△16.4%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,385,517</td> <td>2,192,097</td> <td>△8.1%</td> <td>2,170,421</td> <td>△9.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度実績</th> <th>20年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>760,792</td> <td>691,678</td> <td>△9.1%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,346,295</td> <td>2,170,421</td> <td>△7.5%</td> </tr> </tbody> </table>		19年度予算	20年度予算	削減率	20年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	827,168	802,353	△3.0%	691,678	△16.4%	事業費	2,385,517	2,192,097	△8.1%	2,170,421	△9.0%		19年度実績	20年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	760,792	691,678	△9.1%	事業費	2,346,295	2,170,421	△7.5%	
	19年度予算	20年度予算	削減率	20年度実績	削減率																											
一般管理費 (人件費を除く)	827,168	802,353	△3.0%	691,678	△16.4%																											
事業費	2,385,517	2,192,097	△8.1%	2,170,421	△9.0%																											
	19年度実績	20年度実績	削減率																													
一般管理費 (人件費を除く)	760,792	691,678	△9.1%																													
事業費	2,346,295	2,170,421	△7.5%																													
【中期計画】 (2) 人件費の計画的削減 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において、人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。以下同じ。）について5%以上の削減を行う。 さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続する。	<p>【評価指標】 人件費 (人件費について、当該年度に計画した具体的な削減計画と実績との対比) a : 削減率の達成度合が100%以上であった b : 削減率の達成度合が70%以上100%未満であった c : 削減率の達成度合が70%未満であった</p>	a																														
【年度計画】	【事業報告】																															

(2) 人件費の計画的削減 人件費について、17年度比3%以上の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。）を行います。	(2) 人件費の計画的削減 人件費については17年度比10.4%の削減（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）を行った。
(単位:千円)	

	17年度実績	20年度実績	削減率
人件費	754,840	676,084	△ 10.4

#### 【特記事項】

##### 【計画】

人件費を平成17年度比で3%以上削減する。

#### 【中期計画】

##### (3) 給与水準の適正化

職員の給与水準の適正化を図るために、国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員給与の見直しを引き続き進めることに加え、毎年度の給与改定において、国家公務員より節約した率による給与改定、管理職手当の支給割合の引下げ等に取り組み、平成18年度の対国家公務員地域別指標（地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）110.0について、中期目標の期間の終了時までに10ポイント低下させる。

また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況についてホームページで公表する。

#### 【評価指標】

##### 給与水準の適正化

(国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与水準の適正化)

- a : 役職員の給与の引下げ等を行った結果、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より下回った
- b : 役職員の給与の引下げ等を行ったが、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より上回った
- c : 役職員の給与の引下げ等を行わず、対国家公務員地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数が目標値指数より上回った

評価にあたっては、下記の対国家公務員地域別法人基準年齢層ラスパイレス指標を各年度における目標値とする

平成20年度指標：106.2 (3.8削減)  
平成21年度指標：105.0 (5.0削減)  
平成22年度指標：103.3 (6.7削減)  
平成23年度指標：101.6 (8.4削減)  
平成24年度指標：100.0 (10.0削減)

#### 【年度計画】

##### (3) 給与水準の適正化

給与水準の適正化の観点から、国家公務員の給与構造改革を踏まえ役職員の給与の引下げ（新旧俸給月額の差額は支給しない。）を行います。

また、

国家公務員の給与改定率より節約した率による給与改定

管理職手当の支給率の引下げを行い、対国家公務員の地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数について、平成18年度の110.0より低下させます。

さらに、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等について、ホームページで公表します。

#### 【事業報告】

##### (3) 給与水準の適正化

国家公務員に比べ給与水準が高くなっている理由として、

職員の9割強が東京都区部の勤務であるため、国家公務員と同様に民間賃金が高い地域に在職する職員に支払われる手当（特別都市手当）の支給割合が高くなっている。

（参考）国家公務員（行一）26.2%（平成20年国家公務員給与等実態調査より）

農業者年金基金 92.0%（平成20年4月1日現在）

農業者の確保という農政上の政策目的を達成するため、多岐にわたる業務ごとに責任者を配置する必要がある一方で、一般職員は必要最小限の者に留めていることから、管理職の割合が高くなっている。

（参考）国家公務員（行一）13.9%（平成20年国家公務員給与等実態調査より）

農業者年金基金 24.0%（平成20年4月1日現在）

以上のような状況にあるが、当基金の給与水準については国の職員と同水準とすることが適切との考え方につき平成20年度において、以下の措置を講じた。

国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、

役員については、本俸月額を1.4%引下げ、この引下げに伴う現給保障は行わなかった（平成18年度から平成22年度までの5年間において毎年度段階的に平均6.7%の本俸月額の引下げを行う。）

職員については、俸給月額を1%引下げ、この引下げに伴う現給保障は行わなかった（平成18年度から平成22年度までの5年間において毎年度段階的に平均4.8%の俸給月額の引下げを行う。）

また、給与水準の適正化の観点から、平成20年度の国家公務員の給与改定は、

本俸月額、ボーナスとも給与改定は行われず

地域手当（東京都区部）は平成20年4月から1.5%引上げ（14.5%→16%）

であった。それに対し、基金の職員の給与改定は、

俸給月額は平成21年1月より職員のすべての俸給月額について1.5%

a

a

	<p><b>引下げ</b> ボーナスは平成19年度に国家公務員のボーナスを0.05月引き上げられたが、平成20年度においても引き続き据え置き 国家公務員の地域手当と類似する特別都市手当は1.5%の引上げのうち、0.5%の引上げ分は平成20年4月から実施(8.5%→9%)、残り1%の引上げ分は平成21年1月から実施(9%→10%) さらに、管理職手当の支給割合については平成21年1月より支給対象者すべての支給割合を引き下げた。</p> <table border="0"> <tr><td>部長等</td><td>18%</td><td>→</td><td>17%</td></tr> <tr><td>審理役等</td><td>18%</td><td>→</td><td>16%</td></tr> <tr><td>課長等</td><td>17%</td><td>→</td><td>15%</td></tr> <tr><td>調査役</td><td>14%</td><td>→</td><td>13%</td></tr> <tr><td>課長補佐等</td><td>7%</td><td>→</td><td>6%</td></tr> </table> <p>また、組織・業務体制の見直しを行うことにより、平成20年度末をもって1ポストの管理職削減を実施した。</p> <p>以上のように国家公務員の給与改定を下回る給与改定を実施するとともに基金独自の取組を行うことにより、対国家公務員の地域別法人基準年齢階層ラスパイレス指数は平成18年度比5.9ポイント低下し、104.1となった。 また、人件費の削減及び給与水準の適正化の取組の進捗状況等を「役職員の報酬・給与等について」として基金ホームページで公表した。</p>	部長等	18%	→	17%	審理役等	18%	→	16%	課長等	17%	→	15%	調査役	14%	→	13%	課長補佐等	7%	→	6%
部長等	18%	→	17%																		
審理役等	18%	→	16%																		
課長等	17%	→	15%																		
調査役	14%	→	13%																		
課長補佐等	7%	→	6%																		
<b>【中期計画】</b>	<b>【評価指標】</b>																				
(4) 隨意契約の見直し	<p>企画競争等における競争性、透明性の確保</p> <p>(企画競争・公募を行う場合における競争性、透明性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 企画競争・公募を行うに当たり、競争性、透明性の確保が十分であった</li> <li>b : 企画競争・公募を行うに当たり、競争性、透明性の確保が不十分であった</li> <li>c : 企画競争・公募を行うに当たり、競争性、透明性の確保をしなかった</li> </ul> <p>契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握の上、評価を行う</p> <p>落札率の高いもの、応札者が1者のみである場合には、入札の競争性・透明性が確保されているかについて把握の上、評価を行う</p>																				
	<b>随意契約見直し計画の着実な実施等</b>																				
	<p>(随意契約見直し計画の着実な実施及び取組状況のホームページでの公表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 随意契約見直し計画を着実に実施し(随意契約の占める割合の目標：件数ベース74.3%、金額ベース：47.4%の達成)、取組状況をホームページで公表した</li> <li>b : 随意契約見直し計画を着実に実施したが(随意契約の占める割合の目標：件数ベース74.3%、金額ベース47.4%の達成)、取組状況をホームページで公表しなかった</li> <li>c : 随意契約見直し計画を着実に実施しなかった(随意契約の占める割合の目標：件数ベース74.3%、金額ベース47.4%の達成)</li> </ul> <p>「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握の上、評価を行う</p>																				
	<b>契約審査委員会における審査</b>																				
	<p>(契約審査委員会における契約の適切性の審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 契約審査委員会を開催し、契約の適切性の審査が十分であった</li> <li>b : 契約審査委員会を開催したが、契約の適切性の審査が不十分であった</li> <li>c : 契約審査委員会を開催しなかった</li> </ul> <p>契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているか把握の上、評価を行う</p>																				
	<b>監事及び会計監査人による監査における入札・契約のチェック</b>																				
	<p>(監事及び会計監査人による監査における入札・契約の適正な実施についてチェック)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた</li> <li>c : 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けなかった</li> </ul>																				
<b>【年度計画】</b>	<b>【事業報告】</b>																				
(4) 隨意契約の見直し	<p>(4) 隨意契約の見直し</p> <p>契約については、当基金の会計規程及び会計規程実施細則に契約方式、契約事務手続、公表事項、契約審査委員会等について、原則として国の基準に準じて規定しており、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によるものとし、その適正化を推進しているところであり、20年度以降においても新たな契約を行う場合も含め、原則として一般競争入札等によるもの</p>																				

一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性の確保に努め、「随意契約見直し計画」を着実に実施するとともに、その取組状況についてホームページにおいて公表します。

平成20年2月に前倒しで設置した契約審査委員会において、契約の適切性を審査します。

としている。

#### 「随意契約見直し計画」

平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」では、「随意契約によることが真にやむを得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争に移行。」することとしており、適切に取り組んできた。しかしながら、20年度に一般競争入札等に移行する予定であった案件（1件）が、より競争性を高めるため仕様書の見直しを図ったことから、官報公告掲載の所要期間を満たせないこととなり、やむを得ず随意契約によらざるを得なかった。その結果20年度の「随意契約見直し計画」の達成状況（随意契約の割合）は、件数ベースでは74.3%（計画値74.3%以下）となり計画を達成したものの、金額ベースでは67.8%（計画値47.4%以下）となり計画が達成されなかった。

なお、この案件については、21年度において一般競争入札に移行した（金額ベース実績47.4%）。

また、「随意契約見直し計画」の取組状況については、ホームページにて公表した。

#### 契約審査委員会

平成20年2月に設置した契約審査委員会において、20年度中に7回の委員会を開催し、特定調達契約に関すること、随意契約に関すること等について16案件の審議を行い、契約の適切性を審査した。

また、契約の透明性・公平性をさらに高めるため、入札公告期間を10日間から原則として30日間に拡充することを決定した。

さらに平成21年3月に設置した支出点検プロジェクトチームにおいて落札率が高いもの、1者応札・1者応募となった契約については、その要因について精査を行うとともに、競争性を高めるよう見直しに取り組むこととした。

#### 内部監査及び監事監査

- 平成20年7月に内部監査体制を整備し、平成21年2月、随意契約の適正性等に関する内部監査を実施した。
- 監事監査において、契約審査体制、入札募集方法、契約額、契約方式、契約相手方の選定等の適否について、契約の競争性、公正性、透明性の観点からのチェックを受けた。

#### 会計監査人監査

会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。

#### 【特記事項】

- 企画競争・公募に係る契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を確認したところ、基本的に国の規定に準じた内容となっている。
- 落札率の高いもの及び応札者が1者のみである契約については、契約事務手続、公告期間、公告方法等を確認したところ、すべて会計規程等に基づき実施されている。
- 随意契約見直し計画は、平成21年度には目標を達成している。
- 契約審査委員会で、契約の適切性について審査を受け、適切であったことが報告されている。
- 契約に関する内部監査を受けている。軽微であるが改善すべき事項について口頭で指摘を受け、指摘された事項については改善されている。
- 契約の適正な実施について監事監査を受けている。特に、一者応募、一者応札契約については、競争によるメリットが十分に享受できない可能性があるため、関係業者の把握と働きかけを行う等の措置を講ずるよう指摘されている。  
指摘を受け、関係者への働きかけを工夫する等、競争性を高めるための対策を強化することとしている。

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第1 - 2 業務運営の効率化	<p><b>業務運営の効率化</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>指標の総数：4（評価の対象：2）            評価aの指標数：2×2点=4点            評価bの指標数：0×1点=0点            評価cの指標数：0×0点=0点            合計 4点（4/4=100%）</p> <p><b>【中期計画】</b>            (1) 申出書等の見直し            適正かつ効率的・効果的な審査を確保しつつ、関係者の負担を軽減するため、申出書等の簡素化等必要に応じて見直しを行う。</p> <p><b>【評価指標】</b>            (1) 申出書等の見直し            申出書等の見直し            (申出書等の簡素化等必要に応じて見直し)            申出書等の簡素化等を行う年度において、具体的に指標を設定            【申出書の簡素化を行う年度ではなかったので指標は設定していない。】</p> <p><b>【事業報告】</b>            (1) 申出書等の見直し            平成20年6月の提出用に使用した「現況届」様式の内容について、業務受託機関等から現況届の提出該当者が現に年金を受給している者なのか、裁定を受けても繰り下げる理由によりまだ年金受給が開始となつていない者も対象とするのか、解りづらい表現があるとの指摘を踏まえ、「現況届」様式の文面について、後者が対象となることから「受給されている方」を「受給権をお持ちの方」等と表現し、平成21年6月の提出用から使用できるよう改善した。            また、経営移譲年金が差し止めとなっている者が判別しづらいとの業務受託機関からの意見を踏まえ、「農業者年金受給権者現況届提出対象者一覧表」の表中で支給差止者か否かがわかるよう、受給権を有する年金の区分欄の「経営移譲」と「差止者」の欄に「印を付すようを改善し、平成21年6月の提出用から使用できるようにした。            給付関係に係る裁定請求書等の様式の一部について、年号が平成になり20年を経過したことから「平生成まれ」の者に係る経営移譲が可能となるため、平生成まれの者の欄を追加し、また、年金の払渡機関に「ゆうちょ銀行」への口座振込が可能となったこと等に伴う改正を行い、農業者年金加入者、受給権者等に対する利便性の向上を図ることとした。</p>	A
【中期計画】 (2) 電子情報提供システムの利用促進等 加入者、受給者等へのサービスの向上と業務受託機関における業務の効率的な実施のため、業務受託機関の事務処理の電子化への対応状況、情報の安全性の確保等に留意しつつ、業務受託機関において、被保険者情報や申出書等の処理状況の把握等ができる電子情報提供システムの利用の促進（アクセス件数の増加）、内容の充実により事務処理の迅速化・効率化を図る。	<p><b>【評価指標】</b>            電子情報提供システムの利用促進等            (電子情報提供システムのアクセス件数増加による業務受託機関の事務処理の効率化)</p> <p>a : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が100%以上であった            b : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%以上100%未満であった            c : 電子情報提供システムのアクセス件数の達成度合が70%未満であった</p> <p><b>電算システムの改善・整備の検討等</b>            (電算システムの改善・整備の検討及び開発の着手)            a : 電算システムの改善・整備の検討を行い、開発に着手した            b : 電算システムの改善・整備の検討を行ったが、開発に着手しなかった            c : 電算システムの改善・整備の検討を行わなかった</p>	a
【年度計画】 電算システムの改善・整備 業務受託機関における事務処理の効率化を図るため、電子情報提供システムの利用の促進を行い、アクセス件数が前年度を上回るようになります。 事務処理の迅速化、効率化、受給権者等へのサービスの向上を推進するため、電算システムの改善・整備の検討を行い、優先順位の高いものについて、開発に着手します。	<p><b>【事業報告】</b>            電算システムの改善・整備            基金主催の会議の場や受託機関へ利用状況をお知らせする際（4半期毎）に利用促進のお願い及び受託機関が開催した農業者年金業務担当者等の研修会へ、基金職員を派遣して電子情報提供システムの利用方法等の説明会を実施した。            アクセス件数は、平成20年度283千件となり平成19年度184千件に対し54.5%増加し前年度を大幅に上回った。            事務処理の迅速化、効率化、受給権者等へのサービスの向上のため、電子情報提供システムの利用登録や利用登録変更等の紙媒体による申請をオンライン申請も可能とした改善や経営移譲年金の受給権者が支給停止者か否かがわかるようにした農業者年金受給権者現況届提出対象者一覧表の改善などのシステム開発に着手し、年度末までに開発を終了した。</p>	a
【中期計画】	【評価指標】	

(3) 実務者用マニュアルの見直し  
申出書等の点検・確認等の委託  
業務が適切かつ効率的・効果的に  
行われるよう、業務受託機関（農業委員会及びJA）向けの実務者  
用マニュアルについて必要に応じ  
て見直しを行う。

実務者マニュアルの見直し  
(実務者用マニュアルの見直し)  
実務者マニュアルの見直しを行う年度において、具体的に指標を設定

【実務者マニュアルの見直しについては、実績がなかったことから評価の対象外】

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第1 - 3 組織運営の合理化	<p><b>組織運営の合理化</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>指標の総数 : 6            評価 a の指標数 : <math>6 \times 2</math> 点 = 12点            評価 b の指標数 : <math>0 \times 1</math> 点 = 0点            評価 c の指標数 : <math>0 \times 0</math> 点 = 0点            合計 12点 ( <math>12/12 = 100\%</math> )</p>	A
【中期計画】 (1) 常勤職員の計画的削減  常勤職員数については、組織の見直し及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条第1項第2号の継続雇用制度（以下単に「継続雇用制度」という。）の活用等の業務の執行方法の見直し等に取り組み、中期目標期初の82人を、中期目標の期間の終了時までに75人とする。さらに、見直しに取り組み、常勤職員数を極力縮減するよう努める。	<p>常勤職員の計画的削減 ( 常勤職員の計画的削減 )</p> <p>a : 計画どおり順調に削減した            b : おおむね計画どおり削減した            c : 計画どおり削減しなかった            計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
	<p>高齢者継続雇用制度の活用 ( 高齢者継続雇用制度の活用 )</p> <p>a : 計画どおり順調に雇用した            b : おおむね計画どおり雇用した            c : 計画どおりに雇用できなかった            計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
【年度計画】 (1) 常勤職員の計画的削減  常勤職員数（期初82人）について、2人削減し80人とします。また、業務執行方法の見直しの一環として、高齢者継続雇用制度を活用します。	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>3 組織運営の合理化            (1) 常勤職員の計画的削減            常勤職員数については、2人削減し、80人とした。            また、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として2人（計画：2人）継続雇用とした。</p> <p><b>【特記事項】</b>  <b>【計画】</b></p> <p>1 常勤職員について平成19年度末の82人から2名削減して80人とする。            2 高齢者継続雇用制度を活用し、農業者年金基金で培った知識・経験を業務運営に生かすため定年退職者を非常勤職員として2人雇用する。</p>	
【中期計画】 (2) 組織の合理化  組織の見直しについては、業務受託機関の受託業務に支障が生じないよう十分に配慮しつつ、北海道連絡事務所については平成22年度末までに、九州連絡事務所については平成20年度末までに、それぞれ廃止する。	<p><b>【評価指標】</b>            連絡事務所の廃止 ( 九州連絡事務所の年度末までの廃止 )</p> <p>a : 計画どおり年度末までに廃止した            b : おおむね計画どおり年度末までに廃止した            c : 年度末までに廃止しなかった            計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
【年度計画】 (2) 組織の合理化  九州連絡事務所について、業務受託機関の受託業務に支障が生じないよう十分に配慮しつつ、年度末に廃止します。	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>(2) 組織の合理化            九州連絡事務所については、計画どおり平成20年度末をもって廃止した。</p> <p><b>【特記事項】</b>            九州連絡事務所の廃止に当たって、廃止に係る問い合わせ先や、事務・事業の引き継ぎ等に係る通知を、あらかじめ業務受託機関に対して発出することにより業務に支障が出ないよう配慮した。なお、実際に業務に支障は出ていない。</p>	
【中期計画】 (3) コンプライアンスの推進  役職員の法令遵守、業務の適正な執行等の徹底を図るために、外部有識者を含むコンプライアンス委員会を平成20年度初頭に設置し、内部統制機能を強化する。また、コンプライアンスの推進、違反行為の防止策等に関する事項の審議を四半期ごとに行い、講じた措置について公表する。	<p><b>【評価指標】</b>            コンプライアンス委員会の設置等 ( コンプライアンス委員会の設置及びコンプライアンスハンドブックの作成・配布による法令遵守の周知徹底 )</p> <p>a : コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置するとともに、コンプライアンスハンドブックの作成・配布により役職員の法令遵守の周知徹底を行った            b : コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置したが、コンプライアンスハンドブックは作成しなかった            c : コンプライアンス委員会を設置しなかった</p>	a

	<p><b>コンプライアンス委員会の開催等</b>          (コンプライアンス委員会の開催及び講じた措置のホームページでの公表)          a : 四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、講じた措置をホームページで公表した          b : 四半期に1回コンプライアンス委員会を開催したが、講じた措置をホームページで公表しなかった          c : 四半期に1回コンプライアンス委員会を開催しなかった</p>	a
<b>【年度計画】</b> (3) コンプライアンスの推進 平成20年4月にコンプライアンス委員会を設置し、役職員が遵守すべき法令事項、倫理規程等で規定する重要事項等を分かり易くまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成・配布し、役職員が遵守すべき事項の周知徹底を図ります。 また、少なくとも四半期に1回コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の防止策の審議等を行うとともに、講じた措置についてはホームページで公表します。	<b>【事業報告】</b> (3) コンプライアンスの推進 コンプライアンス委員会を平成20年4月に設置し、委員会を4月、7月、10月、11月、3月の5回開催し、コンプライアンス推進の取組状況についてホームページで公表した。 また、4月にコンプライアンスハンドブックを作成し、役職員全員に配布するとともに、役職員全員を対象としたコンプライアンス研修を7月に第1回「独立行政法人農業者年金基金職員の倫理規定について」、10月に第2回「他の団体におけるコンプライアンスの実施状況について」を実施し、役職員に対し倫理規程遵守の高揚を図るとともに、役職員のコンプライアンスに対する意識の向上を図った。	
<b>【中期計画】</b> (4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末特別手当の額については、その者の職務実績を反映させる。 また、職員の昇給区分の決定(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させる。	<b>【評価指標】</b> 能力・実績主義の活用 (常勤役員の業務実績に反映した期末手当の額の決定及び職員の勤務成績を反映した昇給等の実施) a : 常勤役員の期末手当の額を業務実績に反映させて決定するとともに、職員の勤務成績を反映させた昇給等を実施した b : どちらか一方しか実施しなかった c : 実施しなかった	a
<b>【年度計画】</b> (4) 能力・実績主義の活用 常勤役員の期末手当の額については、その者の業務実績を反映させ決定します。 また、職員の昇給区分(5段階)及び勤勉手当(賞与)の額については、その者の勤務成績を反映させ決定します。	<b>【事業報告】</b> (4) 能力・実績主義の活用 常勤役員について、理事長が職務実績を評価し、結果として期末特別手当の額を増減することなく決定した。 また、職員の昇給については、勤務成績に応じて昇給区分(5段階)を決定のうえ実施した。勤勉手当の成績率の決定については、基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて支給した。	

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価																																
第1 - 4 委託業務の効率的・効果的実施	<p>委託業務の効率的・効果的実施</p> <p><b>【評価結果】</b> 指標の総数：3 評価aの指標数：<math>3 \times 2</math>点 = 6点 評価bの指標数：<math>0 \times 1</math>点 = 0点 評価cの指標数：<math>0 \times 0</math>点 = 0点 合計 6点 (<math>6 / 6 = 100\%</math>)</p>	A																																
<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務受託機関からの事業実績報告書等の提出を働きかけ確実に入手することにより、その実施状況を的確に把握し、効果の検証を行う。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すこと等により、業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、その計画的な削減に取り組む。</p> <p>なお、委託業務の効率的実施の観点から、基金の行う特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止する。</p>	<p><b>【評価指標】</b> (業務受託機関からの業務実績報告書等の提出と実施状況の把握等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 業務受託機関から業務実績報告書等の提出があり、当該報告書等を基に委託業務の実施状況の把握を行った</li> <li>b : 業務受託機関から業務実績報告書等の提出があったが、当該報告書等を基に委託業務の実施状況の把握を行わなかった</li> <li>c : 業務受託機関から業務実績報告書等の提出がなく、委託業務の実施状況の把握を行わなかった</li> </ul> <p>業務実績報告書等の提出状況及び委託業務の実施状況を把握の上、評価を行う</p> <p><b>業務委託費の見直し及び計画的な削減</b> (市町村段階の業務委託費の定額割部分の見直しと計画的な削減)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a : 市町村段階の業務委託費の定額割部分について業務量を反映した配分となるよう見直し、削減率の達成度合が100%以上であった</li> <li>b : 市町村段階の業務委託費の定額割部分について業務量を反映した配分となるよう見直したが、削減率の達成度合が70%以上100%未満であった</li> <li>c : 市町村段階の業務委託費の定額割部分について業務量を反映した見直しを行わず、削減率の達成度合が70%未満であった</li> </ul> <p>「委託業務の効率的・効果的実施」を評価するに当たっては、業務委託機関からの業務実績を把握の上、評価を行う</p> <p>被保険者、受給権者等一人当たりの業務委託費を把握するものとする</p>	a																																
<p><b>【年度計画】</b></p> <p>(1) 委託業務が効率的・効果的に実施されるよう、業務実績報告書等の提出を働きかけるとともに入手し、その実施状況を的確に把握します。また、市町村段階の業務委託費の定額割部分について、業務受託機関ごとの業務量を反映した配分となるよう見直すなどにより、業務委託費について、業務実態等を踏まえた適正な額とし、前年度比8.1%削減します。</p> <p>なお、委託業務の効率的実施の観点から、特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止します。</p>	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>4 委託業務の効率的・効果的実施</p> <p>(1) 委託業務が効率的・効果的に実施され、その実施状況を的確に把握するため、農業者年金業務委託手数料（農業者年金業務）交付要綱を一部改正し、業務受託機関に対し事業実績報告書の提出を義務付けた。</p> <p>なお、平成21年2月25日付けで事業実績報告書の提出を勧奨するための通知文を業務受託全機関（1,772市区町村（農業委員会）759農業協同組合）に対して発出した。</p> <p>また、市町村段階の業務委託費（農業者年金業務委託手数料（農業者年金業務））の定額割部分について、従前一律であった単価（市区町村（農業委員会）：90,000円、農業協同組合：180,000円）を以下のとおり業務受託機関ごとの被保険者数及び受給権者数に応じて区分した単価に改めた。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">(市区町村（農業委員会）)</td> </tr> <tr> <td>被保険者数及び受給権者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>500人以上</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>499人以下～100人以上</td> <td>75,000円</td> </tr> <tr> <td>99人以下</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(農業協同組合)</td> </tr> <tr> <td>被保険者数及び受給権者数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000人以上</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>999人以下～200人以上</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>199人以下</td> <td>120,000円</td> </tr> </table> <p>更に、委託業務の効率的実施の観点から、特別相談活動事業は、平成19年度をもって廃止した。</p> <p><b>再掲</b> 委託費については、委託業務の効率化を進め、前年度比8.1%以上削減する計画に対し、実績で9.0%の削減を達成した。</p> <p><b>(業務委託費の削減)</b> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度予算額</th> <th>20年度予算額</th> <th>削減率</th> <th>20年度実績額</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務委託費</td> <td>2,385,517</td> <td>2,192,097</td> <td>8.1%</td> <td>2,170,421</td> <td>9.0%</td> </tr> </tbody> </table>	(市区町村（農業委員会）)		被保険者数及び受給権者数		500人以上	90,000円	499人以下～100人以上	75,000円	99人以下	60,000円	(農業協同組合)		被保険者数及び受給権者数		1,000人以上	180,000円	999人以下～200人以上	150,000円	199人以下	120,000円		19年度予算額	20年度予算額	削減率	20年度実績額	削減率	業務委託費	2,385,517	2,192,097	8.1%	2,170,421	9.0%	a
(市区町村（農業委員会）)																																		
被保険者数及び受給権者数																																		
500人以上	90,000円																																	
499人以下～100人以上	75,000円																																	
99人以下	60,000円																																	
(農業協同組合)																																		
被保険者数及び受給権者数																																		
1,000人以上	180,000円																																	
999人以下～200人以上	150,000円																																	
199人以下	120,000円																																	
	19年度予算額	20年度予算額	削減率	20年度実績額	削減率																													
業務委託費	2,385,517	2,192,097	8.1%	2,170,421	9.0%																													

(加入者等一人当たりに使用している業務委託費)		
	平成19年度	平成20年度
業務委託費（千円）	2,320,777	2,149,715
旧制度受給権者数(人)	626,181	598,330
旧制度待機者数(人)	103,679	97,721
新制度加入者累計(人)	88,103	91,729
計(人)	817,963	787,780
一人当たりの委託費(円)	2,837	2,729

### (委託業務の実績)

#### 加入推進活動

##### 農業委員会

加入対象者名簿掲載者数	106,140人
加入を働きかけた加入対象者の延べ人数	117,887人
加入推進対策会議及び研修会の開催	3,028回
加入対象者への説明会の開催	1,727回
個別訪問を行った加入推進者の人数	19,793人

##### 農業協同組合

加入対象者名簿掲載者数	66,661人
加入を働きかけた加入対象者の延べ人数	74,077人
加入推進対策会議及び研修会の開催	1,817回
加入対象者への説明会の開催	1,281回
個別訪問を行った加入推進者の人数	11,779人

##### 都道府県農業会議

##### 農業委員会が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成19年度	平成20年度
開催数	448回	315回
参集人数	21,696人	18,609人
主な内容	業務担当者会議 業務担当者研修会	業務担当者会議 新任担当者研修会

##### 総合指導事業

	平成19年度	平成20年度
電話相談件数	18,456件	14,870件
主な内容	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更
巡回・定例相談会	856回	1,028回
参集人数	14,307人	30,483人

##### 都道府県農業協同組合中央会

##### 農業協同組合が行う委託業務への指導、研修会等の実績

	平成19年度	平成20年度
開催数	252回	129回
参集人数	10,292人	4,108人
主な内容	業務担当者会議 業務担当者研修会	業務担当者会議 新任担当者研修会

総合指導事業		
	平成19年度	平成20年度
電話相談件数	6,281件	6,260件
主な内容	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更	経営移譲年金の支給 停止要件、除外要件 経営移譲の相手方、 方法、諸名義の変更
巡回・定例相談会	391回	573回
参集人数	4,268人	12,139人

#### 平成19年度加入推進特別対策の実績

市町村段階の業務受託機関に対する特別活動	平成19年度	平成20年度
地区別加入推進班の整備のための巡回指導	51機関	45機関
加入推進部長の設置数	2,197人	2,219人
加入推進部長の指導的な活動実績		
加入対象者の把握と絞り込み (活動時間、活動人数)	6,268時間 1,047人	7,222時間 1,118人
制度の普及PR (活動時間、活動人数)	11,228時間 1,162人	11,572時間 1,138人
各種会議での働きかけ (活動時間、活動人数)	8,401時間 955人	9,935時間 1,133人
戸別訪問の実施 (活動時間、活動人数)	14,839時間 1,300人	16,347時間 1,348人
その他 (活動時間、活動人数)	1,685時間 169人	1,889時間 154人
加入推進部長に対する特別研修	全国15カ所で開催 出席者1,437人	全国14カ所で開催 出席者951人
都道府県農業会議事務局長会議出席	46人	46人

#### 【中期計画】

(2) 制度普及活動に関しては、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、認定農業者や家族経営協定締結者などに重点的に加入を勧めることを明確化した加入推進取組方針（戦略プラン）を策定するなどにより重点化し、メリハリの効いた業務委託費の配分等効率的・効果的な制度普及活動に取り組む。

また、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう見直す。

#### 【年度計画】

(2) 加入推進取組方針（戦略プラン。第2の3の(2)の加入推進取組方針と同じ）に基づき、効率的・効果的な加入推進活動に取り組むため、農業委員会又はJAの加入実績に応じた配分となるよう見直します。

#### 【評価指標】

加入推進にインセンティブを与える配分

(効率的・効果的な加入推進の取組と加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の見直し)

- a : 制度普及活動について、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、重点加入対象者を明確化した加入推進取組方針の策定により重点化し、加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の配分基準を見直した
- b : 制度普及活動について、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、重点加入対象者を明確化した加入推進取組方針の策定による重点化又は加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の配分基準の見直しを行わなかった
- c : 制度普及活動について、効果の高い活動事例を活用した制度普及活動の推進、重点加入対象者を明確化した加入推進取組方針の策定による重点化並びに加入推進にインセンティブを与える配分となるよう業務委託費の配分基準の見直しを行わなかった

加入推進にインセンティブを与える配分の効果について把握の上、評価を行う

#### 【事業報告】

(2) 加入推進取組方針（戦略プラン）に基づき、効率的・効果的な加入推進活動に取り組むとともに、加入推進にインセンティブを与えるため、新規加入に係る業務委託費について、農業委員会又はJAの加入者実績に応じた配分となるよう見直した。

この結果、農業委員会及びJAの両受託機関において、加入推進に一層主体的に取り組む機運が醸成された。

(新規加入者一人当たりの配分)

従来：農業委員会とJAのそれぞれに5万円を配分

見直後：農業委員会とJAの新規加入に係る貢献割合により5万円を配分

a

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第1 - 5 業務運営能力の向上等	<p>業務運営能力の向上等</p> <p><b>【評価結果】</b> 指標の総数 : 6 評価 a の指標数 : <math>6 \times 2</math> 点 = 12点 評価 b の指標数 : <math>0 \times 1</math> 点 = 0点 評価 c の指標数 : <math>0 \times 0</math> 点 = 0点 合計 12点 ( <math>12/12 = 100\%</math> )</p>	A
【中期計画】 (1) 農業者年金基金職員 農業者年金基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の修得を図るため、初任者研修を毎年度4月及び10月の2回実施する。 また、年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研修を活用する。	<p><b>【評価指標】</b> 初任者研修の実施 ( 年金業務全般についての知識の習得を図るために初任者研修の実施 ) a : 計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b : 一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c : 計画どおり実施できなかった。 計画と実績を把握の上、評価を行う</p> <p>専門研修の実施 ( 専門分野についての知識の習得を図るために専門研修の実施 ) a : 計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b : 一部計画どおり実施できなかった。または、おおむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c : 計画どおり実施できなかった。 計画と実績を把握の上、評価を行う</p> <p>民間機関が主催する研修への参加 ( 年金資金の運用に携わる職員について民間機関が主催する研修への参加 ) a : 計画どおり実施され、おおむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b : 一部計画どおり実施できなかった。または、理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c : 計画どおり実施できなかった。 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
【年度計画】 (1) 農業者年金基金職員 4月及び10月に、新任職員を対象として、国民年金、農業者年金業務全般についての知識の習得を図るために初任者研修を実施するとともに、年金資産の運用等専門分野に特化した専門研修を実施します。 また、年金資産の運用等に携わる職員については、民間等の機関が主催する研修に参加させます。	<p><b>【事業報告】</b> 5 業務運営能力の向上等 (1) 農業者年金基金職員 新任職員を対象とする研修 4月及び10月に、農業者年金制度、中期計画、適用・収納業務の内容等に関する研修を実施し、対象者の理解度は93.3%であった。 ・対象者 30名全員参 専門分野研修 2月から3月にかけて資産運用の専門家を講師として資金運用に関する研修を、3月に経営継承の方法等に関する専門研修として、「農地法等の一部を改正する法律案等の概要」をテーマに研修を実施し、対象者の理解度は90.4%であった。 ・参加者 年金資産の運用関係 延べ212名 　　経営移譲及び経営継承関係 38名 年金資産の運用に携わる職員の民間機関が主催する研修への参加 年金資産の運用に携わる職員について、5月から7月、9月から11月、10月から12月、11月から1月の間、債券・株式・ポートフォリオ理論に関する民間機関の通信教育を5名受講させ、対象者の理解度は100.0%であった。 その他 人事・労務に携わる職員について、9月に女性の参画推進状況及びワーク・ライフ・バランスに関する講習会を1名受講させた。 中期目標・年度計画の策定に携わる職員について、9月に評価・監査中央セミナーを1名受講させた。 年金数理に携わる職員について、3月に日本数理人会実務研修会を1名受講させた。 情報公開及び個人情報保護に携わる職員について、1月に独立行政法人等情報公開・個人情報保護担当者連絡会議を2名受講させた。</p> <p><b>【特記事項】</b> 1 新任職員研修</p>	a

	<p>農業者年金基金の新任職員に対する研修を4月と10月の2回開催する</p> <p>2 専門研修 運用等に関する研修を年内に2回開催する</p> <p>3 民間機関が主催する研修 年金資産の運用に係る研修（通信教育）を受講する</p> <p>4 「理解度」とは、研修参加者のうち、「理解できた」「概ね理解できた」と回答した者の割合である。</p>	
【中期目標】	【評価指標】	a
(2) 業務受託機関担当者  業務受託機関担当者については、効率的・効果的な業務の遂行及び加入者、受給者等に対するサービスの向上に資するため、次のとおり研修等を実施する。  都道府県段階における受託機関（農業会議及びJA中央会）の実務担当者及び新任担当者を対象とする研修等を毎年度当初に実施する。  市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）の実務担当者及び新任担当者に対する研修等については、都道府県受託機関が、の研修等を終了した後、速やかに、すべての市町村段階における受託機関を対象として実施するよう指導とともに、必要に応じて、基金から役職員等の派遣を行う。	都道府県段階における業務受託機関担当者に対する研修（効率的・効果的な業務の遂行及び加入者に対するサービスの向上に資するための都道府県段階における担当者等を対象とする研修等の実施） a : 計画どおり実施され、おむね理解が図られた者の割合が90%以上であった b : 一部計画どおり実施できなかった。または、おむね理解が図られた者の割合が50%以上90%未満であった c : 計画どおり実施できなかった。 理解が図られた者の割合の評価については、イの新任担当者研修会について行う 計画と実績を把握の上、評価を行う	a
	市町村段階における業務受託機関担当者に対する研修（研修等実施の指導及び必要に応じて役職員の派遣） a : 講師派遣依頼に対する対応割合が90%以上であった b : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%以上90%未満であった c : 講師派遣依頼に対する対応割合が50%未満であった	a
	特別研修会の開催（女性農業委員等を対象とした特別研修会の開催） a : 計画どおり実施し、女性の新規加入者の割合が前年度より増加した b : 計画どおり実施したが、女性の新規加入の割合が前年と同じであった c : 計画どおり実施したが、女性の新規加入者の割合が前年度より減少した 計画と実績を把握の上、評価を行う	a
【年度計画】	【事業報告】	
(2) 業務受託機関担当者  都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びJA中央会） ア 年度当初に担当者会議を開催し、「中期計画」及び「年度計画」について周知するとともに、当該年度に基金と受託機関が一体となって取り組む事項について、業務推進に向けた意見交換を実施します。 イ 新たに市町村段階の受託機関を指導する立場になった担当者を対象として、業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう新任担当者研修会を実施します。 ウ 業務受託機関の上半期における加入推進と業務の取組状況を踏まえて、下半期の課題や取組方針について、意見交換を行うとともに、年金資産の運用状況や事務処理手続きの改善点について周知徹底を図るようブロックを単位とした担当者会議を開催します。 市町村段階における業務受託機関（農業委員会及びJA） ア 都道府県業務受託機関が主催する市町村段階を対象とした担当者会議等において、必要に応じて基金役職員の派遣を行います。 イ 都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員等	都道府県段階における業務受託機関（農業会議及びJA中央会） ア 都道府県段階における業務受託機関の実務担当者及び相談員を対象として、平成20年度に取り組むべき、 中期目標、中期計画、年度計画及び業務の重点事項 加入推進について 適用・収納・給付関係事務 ・農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の不整合リストの送付について ・政策支援加入の認定農業者要件についての確認のお願いについて ・標準処理期間を定めた申出書等の処理結果について ・裁定請求書の返却件数減少への取組について ・現況届の提出について 平成19年度資金運用状況及び付利通知について 電子情報提供システムの改善・利用について 等を内容とする担当者会議を4月に開催した。 ・参加者202名 また、平成21年度に向け、 第3四半期の年金資産の運用状況 3カ年計画最終年度における加入推進の取組 業務委託費の配分 給付関係事務 ・ゆうちょ銀行等への年金振込対応について ・裁定請求書等の様式改正について ・現況届関係事務の変更点について 等を内容とする担当者会議を3月に開催した。 ・参加者151名  イ 6月に、都道府県段階の業務委託機関で新たに農業者年金を担当することとなった者を対象として、 農業者年金の実施状況と「加入者10万人早期達成3カ年計画」の取組 業務委託・資格・保険料収納・受給要件・裁定事務 経営移譲年金及び特例付加年金の支給停止 年金資産の運用と付利の仕組み 外部から見た農業者年金の評価 等を内容とする新任担当者研修会を開催し対象者の理解度は93.3%であった。	

を対象とした特別研修会を開催します。

・参加者59名

- ウ 10月及び11月に、全国を6つのブロックに分け、都道府県段階における業務受託機関の実務担当者を対象として、「加入者10万人早期達成3カ年計画」の進捗状況と取組平成19年度及び第1期中期目標期間に係る業務実績の評価結果第1四半期の年金資産の運用状況倫理保持に関する協力依頼適用・収納・給付関係事務・委託費に係る経理事務の適正化について・農業者年金と国民年金の被保険者資格記録の突合について・経営移譲年金の適正な支給の確保について・年金給付等に係る請求時効の回避について・住民基本台帳ネットワークシステムの活用について・経営移譲年金に係る支給停止の規制対象としている農地等の取扱について・経営移譲した農地等が耕作放棄地となった場合の経営移譲年金の取扱について電子情報提供システムの改善と利用状況について等を内容とする担当者会議を開催した。

・参加者215名

市町村段階における受託機関（農業委員会及びJA）

- ア 都道府県段階の業務受託機関に対して、4月に開催した担当者会議、6月に実施した新任担当者研修会及び10月に開催したブロック別担当者会議等において、その内容を市町村段階の業務受託機関に周知するよう指導するとともに、都道府県受託機関が実施する市町村受託機関の実務担当者等を対象とした研修会等に基金役職員を派遣した。なお、講師派遣率は下記のとおり100%である。

- ・派遣依頼件数 170件
- ・派遣件数 170件
- ・派遣人数 189名

- イ 8月から12月まで、都道府県業務受託機関との共催により、女性農業委員等を対象として、農業者年金の概要と加入推進の取組み各地における加入推進の取組事例保険料助成と経営継承外部からみた農業者年金制度の評価等を内容とする特別研修を全国14箇所で開催した。  
平成20年度における女性新規加入者の割合は、対前年度比で0.1%上昇した。

女性新規加入者の割合 (人: %)			
年度	新規加入者数	うち女性	女性の割合
19	4,173	1,225	29.4
20	3,707	1,092	29.5

【特記事項】

【計画】

- 1 都道府県段階の業務受託機関に対する研修
  - ・業務委託機関の新任担当者に対して研修を実施する（1回）
  - ・平成20年度に取り組むべき事業を内容とする会議及び加入推進、年金業務、年金資産の運用状況等を内容とする担当者会議（全国6ブロック）を開催する（8回）
- 2 特別研修会  
平成20年8月～12月まで女性農業委員を対象とした特別研修を全国14箇所で開催し、女性加入者の割合を増加させる

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第1 - 6 評価・点検の実施	<p><b>評価・点検の実施</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>指標の総数：2            評価aの指標数：<math>2 \times 2</math>点 = 4点            評価bの指標数：<math>0 \times 1</math>点 = 0点            評価cの指標数：<math>0 \times 0</math>点 = 0点            合計 4点 (<math>4 / 4 = 100\%</math>)</p>	A
【中期計画】 (1) 加入者の代表等の意見の反映 業務・マネジメントについて意見を聞くため、運営評議会(加入者の代表、年金に知見を有する学識経験者等により構成される組織をいう。)を毎年度の上半期及び下半期にそれぞれ1回以上開催し、業務運営に適切に反映させる。	<p><b>【評価指標】</b> 加入者の代表者等の意見の反映</p> <p>(運営評議会の年2回以上の開催と当該評議会における意見の業務運営への反映)</p> <p>a : 2回以上開催し、業務運営に適切に反映させた            b : 2回以上開催したが、業務運営に適切に反映させなかつた又は年1回しか開催しなかつた            c : 開催しなかつた</p>	a
【年度計画】 (1) 加入者の代表等の意見の反映 9月に業務の運営状況、前期中期計画及び19年度計画の実績等、3月に業務の運営状況及び21年度計画等について意見を聞く運営評議会を開催します。	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>6 評価・点検の実施</p> <p>(1) 9月に農業者年金事業の実施状況、次期中期目標・中期計画及び平成20年度計画、平成20年度農業者年金の加入推進、年金資産運用の基本方針の改正を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況、独立行政法人農業者年金基金平成21年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、平成20年度加入推進特別対策の実施 女性農業委員及び加入推進部長を対象とした特別研修会を全国14会場で開催した。 理事長名による「加入推進活動の一層の強化についてのお願い」を全国の加入推進部長に直接送付する働きかけを行った。</p> <p><b>【特記事項】</b> 運営評議会における加入者の代表者等の意見  <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性農業委員に対する研修会をお願いしたい。</li> <li>・加入推進部長等の加入推進主体に対し指導をお願いしたい。</li> </ul> </p>	
【中期目標】 (2) 業務受託機関の事務処理の適正化等 委託業務が適正かつ効率的・効果的に行われるよう、業務受託機関における事務処理についての考查指導について 資格要件の確認・管理の執行状況、 経営移譲年金及び特例付加年金の受給要件の確認・管理の執行状況、 加入推進活動状況、 実績報告書の作成状況 等を重点に、中期目標の期間中に全都道府県で2回以上実施することを基本に、毎年度22以上の都道府県において計画的に実施する。	<p><b>【評価指標】</b> 考查指導の実施と結果の反映</p> <p>( 考査指導の実施及び当該結果の反映 )</p> <p>a : 考査指導実施の達成度合が100%以上であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた            b : 考査指導実施の達成度合が70%以上100%未満であり、当該結果を業務運営に適切に反映させた            c : 考査指導実施の達成度合が70%未満であり、当該結果を業務運営に適切に反映させなかつた</p>	a
【年度計画】 (2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24都道府県の業務受託機関について考查指導を行います。 また、前年度の考查指導結果について、年度当初の担当者会議で説明します。	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>(2) 委託業務が適正かつ円滑に行われるよう、24都道府県の業務受託機関を対象に考查指導を実施した。 また、平成20年度の考查指導結果は、平成21年4月に実施した担当者会議で所要の説明を行った。</p> <p>考查指導実施市町村該当都道府県 北海道、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、福井県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>	

【特記事項】

平成20年度の考查指導の結果は、平成21年4月23日に開催された「農業者年金業務担当者及び総合指導員会議」において報告・説明されている。

また、考查指導の結果を受け、事後措置を要すると認められる事項については関係部署等にフォローアップを実施し、業務運営に適切に反映させている。

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価																														
第2-1 農業者年金事業	<p><b>農業者年金事業</b></p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>指標の総数：5            評価aの指標数：<math>5 \times 2</math>点 = 10点            評価bの指標数：<math>0 \times 1</math>点 = 0点            評価cの指標数：<math>0 \times 0</math>点 = 0点            合計 10点 (<math>10/10 = 100\%</math>)</p>	A																														
【中期計画】 (1) 被保険者資格の適正な管理  適切な年金給付を行うため、農業者年金被保険者資格記録を国民年金の被保険者記録と整合させ、必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかける。	<p><b>【評価指標】</b></p> <p>被保険者資格の適正な管理 (適切な年金給付を行うため農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との突合及び業務受託機関を通じた申出書等の提出の働きかけ)</p> <p>a : 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%以上であった            b : 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が40%未満30%以上であった            c : 複数回の突合及び働きかけ等を行った結果、不整合者の減少率が30%未満であった</p> <p>5月、11月突合時に不整合であった者に対する働きかけの状況を把握の上、評価を行う</p>	a																														
【年度計画】 (1) 被保険者資格の適正な管理  農業者年金被保険者資格記録と国民年金被保険者記録との整合を図るため両記録の突合を行います。また、5月と11月に業務受託機関に不整合記録の情報を提供し、被保険者等に対し必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけます。	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>1 農業者年金事業 (1) 被保険者資格の適正な管理 農業者年金と国民年金との被保険者資格記録の整合性を図るために、平成20年5月及び同年11月に両記録の突合を実施した。その結果を踏まえて、被用者年金に加入する等不整合となった被保険者（以下「不整合者」という。）の記録確認リストを業務受託機関に送付し、当該不整合者に対して、必要な申出書等の提出が遅滞なく行われるよう業務受託機関を通じ働きかけを行った。 また、平成20年度から当該不整合者に対して、当基金より通知を発出するとともに、必要な申出書等の提出の働きかけを行った。 なお、不整合者の状況については、平成19年11月の不整合者4,122人が6カ月経過後1,578人減の2,544人に、平成20年5月の不整合者4,103人が6カ月経過後、2,526人減の1,577人となり、2回の突合による不整合者の減少率は49.9%となった。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">19年 11月</th> <th style="text-align: center;">20年 5月</th> <th style="text-align: center;">20年 11月</th> <th style="text-align: center;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td style="text-align: center;">84,720</td> <td style="text-align: center;">86,926</td> <td style="text-align: center;">84,437</td> <td style="text-align: center;">-</td> </tr> <tr> <td>不整合者数</td> <td style="text-align: center;">4,122</td> <td style="text-align: center;">4,103</td> <td style="text-align: center;">(2,750)</td> <td style="text-align: center;">8,225</td> </tr> <tr> <td>うち6カ月経過後の不整合者数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">2,544</td> <td style="text-align: center;">1,577</td> <td style="text-align: center;">4,121</td> </tr> <tr> <td>減少数</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1,578</td> <td style="text-align: center;">2,526</td> <td style="text-align: center;">4,104</td> </tr> <tr> <td>減少率</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">38.3%</td> <td style="text-align: center;">61.6%</td> <td style="text-align: center;">49.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 20年11月の不整合者2,750人の突合結果は21年5月となる。</p>	区分	19年 11月	20年 5月	20年 11月	計	対象者数	84,720	86,926	84,437	-	不整合者数	4,122	4,103	(2,750)	8,225	うち6カ月経過後の不整合者数	-	2,544	1,577	4,121	減少数	-	1,578	2,526	4,104	減少率	-	38.3%	61.6%	49.9%	
区分	19年 11月	20年 5月	20年 11月	計																												
対象者数	84,720	86,926	84,437	-																												
不整合者数	4,122	4,103	(2,750)	8,225																												
うち6カ月経過後の不整合者数	-	2,544	1,577	4,121																												
減少数	-	1,578	2,526	4,104																												
減少率	-	38.3%	61.6%	49.9%																												
【中期計画】 (2) 年金裁定請求の勧奨  年金の受給漏れ防止のため、農業者年金の受給権が発生する者等に対し、文書による裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。	<p><b>【評価指標】</b></p> <p>年金裁定請求の勧奨 (受給権が発生する者等に対して、年金等が受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を行うよう働きかけ)</p> <p>a : 年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が90%以上であった            b : 年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定した者の割合が70%以上90%未満であった            c : 年金等の受給漏れとならないよう裁定請求書の提出を働きかけ、裁定請求書を提出し裁定者した者の割合が70%未満であった</p>	a																														
【年度計画】 (2) 年金裁定請求の勧奨  農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないように、65歳の誕生日に	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>(2) 年金裁定請求の勧奨 農業者年金の受給権が発生する者等に対し、年金等の受給漏れとならないよう、新制度に加入し、待機者となっている当該者が65歳の誕生日を迎える3ヶ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書</p>																															

なる3カ月前に裁定請求の勧奨を文書で毎月行う等、速やかな裁定請求書の提出を働きかけます。

の提出を働きかけた。

働きかけから3ヶ月経過後に新制度の待期者で65歳の誕生日を迎えた、裁定請求書を提出することとなった4~11月の送付者1,969人のうち、裁定した者は1,834人となり、働きかけの送付者に対する裁定割合は93.1%であった。

勧奨状送付実績 (単位:人)

送付月	4	5	6	7	8	9	10	11	小計
対象者	190	226	234	182	218	332	310	277	1,969
送付月	12	1	2	3	合 計				
対象者	222	197	160	181	2,729				

65歳以上の未裁定者には、年1回6月に働きかけを行っている。

#### 【中期計画】

##### (3) 申出書等の迅速な処理

提出された申出書等については、迅速に処理を行い、その97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度2回公表する。

(参考: 標準処理期間)

- ・加入申出書 60日以内
- ・カラ期間該当申出書 60日以内
- ・被保険者証再交付申請書 60日以内
- ・保険料額変更申出書 60日以内
- ・年金・一時金裁定請求書 90日以内

#### 【評価指標】

標準処理期間内での処理

##### (申出書等の標準処理期間内での処理)

- a : 標準処理期間内での処理の達成度合が100%以上であった
- b : 標準処理期間内での処理の達成度合が70%以上100%未満であった
- c : 標準処理期間内で処理の達成度合が70%未満であった

a

#### 申出書等の返戻割合の減少

##### (返戻件数が減少する指導の実施による返戻割合の減少)

- a : 返戻件数が減少するように指導を行い、返戻件数の割合が前年度より減少した
- b : 返戻件数が減少するように指導を行ったが、返戻件数の割合は前年度より減少しなかった
- c : 返戻件数が減少するように指導を行わらず、返戻件数の割合も前年度より減少しなかった

a

#### 申出書等の処理状況の公表等

##### (処理された申出書等の処理状況を公表し、期間内に処理できるよう指導)

- a : 申出書等の処理状況の結果を年2回公表し、期間内に処理できるよう指導を行った
- b : 申出書等の処理状況の結果を年2回公表したが、期間内に処理できるよう指導を行わなかった
- c : 申出書等の処理状況の結果を公表しなかった

a

#### 【事業報告】

##### (3) 申出書等の迅速な処理

提出のあった申出書等に係る標準処理期間内処理割合は、平成20年8月処理分が98.5%、平成21年2月処理分が99.1%で、調査2回の平均期間内処理割合は、98.8%であった。審査の段階で申出書等の不備が判明した場合は、原則として審査した翌日に不備箇所の状況が解る書類を申出書等に添付して該当業務受託機関に返戻した。

また、返戻件数を減少させる方策として、都道府県段階における業務受託機関を対象とした会議(4月、10月)において、各管下組織に対する指導の徹底を図るよう要請した。その結果、返戻件数の割合が前年度より8.9%減少した。

処理月別標準処理期間内処理割合 (単位:件、%)

処理月	処理件数(a)	期間内処理(b)	b/a
20.8	2,151	2,118	98.5
21.2	2,563	2,539	99.1
計	4,714	4,657	98.8

#### 裁定請求書の返戻状況

	受付件数	返戻件数	返戻率
19年度	5,813	1,164	20.0%
20年度	5,957	661	11.1%

処理された申出書等の処理状況の調査結果については、平成20年8月の結果を平成20年9月30日に、平成21年2月分の結果を平成21年3月26日にそれぞれホームページで公表した。

また、期間内に処理できなかつたものについては、原因を整理し、その理由が業務受託機関に起因するものについて、業務受託機関に対し、申出書等を適正かつ早急に処理するよう指導した。

評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第2-2 年金資産の安全かつ効率的な運用	<p>年金資産の安全かつ効率的な運用</p> <p><b>【評価結果】</b> 指標の総数：4 評価aの指標数：<math>4 \times 2</math>点 = 8点 評価bの指標数：<math>0 \times 1</math>点 = 0点 評価cの指標数：<math>0 \times 0</math>点 = 0点 合計 8点 (<math>8 / 8 = 100\%</math>)</p>	A
【中期計画】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。	<p><b>【評価指標】</b> 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 (年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき安全かつ効率的に行う)</p> <p>a : 法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行った c : 法令及び年金給付等準備金運用の基本方針を遵守した運用を行わなかつた</p>	a
【年度計画】 (1) 年金資産の管理・運用については、法令の規定により定める年金給付等準備金運用の基本方針に基づき、国内債券を中心とし、安全かつ効率的に行います。	<p><b>【事業報告】</b> 2 年金資産の安全かつ効率的な運用 (1) 年金給付等準備金運用の基本方針に基づいた安全かつ効率的な運用 年金給付等準備金運用の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、被保険者ポートフォリオ、受給権者ポートフォリオ、被保険者危険準備金ポートフォリオ、受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用を行つた。 被保険者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用を行つた。 受給権者ポートフォリオ 基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用を行つた。 被保険者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行つた。 受給権者危険準備金ポートフォリオ 基本方針に基づき、短期資産による運用を行つた。</p>	
【中期計画】 (2) 資金運用委員会（役職員及び年金資金運用管理全般に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下同じ。）を毎年度四半期ごとに開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行う。	<p><b>【評価指標】</b> 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 (計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行う) a : 計画どおり資金運用委員会を開催し、運用状況、運用結果の評価・分析を行つた b : 計画どおりの資金運用委員会の開催、資金運用委員会での運用状況、運用結果の評価・分析のいずれかを行わなかつた c : 計画どおり資金運用委員会を開催せず、かつ、運用状況、運用結果の評価・分析を行わなかつた</p>	a
【年度計画】 (2) 資金運用委員会を5月、7月、10月及び2月に開催し、運用状況及び運用結果の評価・分析等を行います。	<p><b>【事業報告】</b> (2) 資金運用委員会の開催及び運用状況、運用結果の評価・分析 平成20年5月28日、7月31日、10月31日及び平成21年1月27日に開催した資金運用委員会において、それぞれ、平成19年度通期、平成20年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の自家運用及び外部委託に係る運用状況、運用結果に対する評価・分析を行つた。</p>	
【中期計画】 (3) 年金資産の構成割合については、毎年度、資金運用委員会において検証を行うとともに、必要に応じて見直しを行う。	<p><b>【評価指標】</b> 年金資産の構成割合の検証と見直し (資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに必要に応じ見直しを行う) a : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行うとともに、必要な場合は見直しに着手した b : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行い見直しが必要とされたが、見直しに着手しなかつた c : 資金運用委員会で年金資産の構成割合について検証を行わなかつた</p>	a
【年度計画】 (3) 資金運用委員会で年金資産の構成割合（政策アセットミックス）の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。	<p><b>【事業報告】</b> (3) 年金資産の構成割合の検証 政策アセットミックスについては、平成20年5月28日の資金運用委員会を開催し、現行政策アセットミックスを緊急に見直す必要がないとした。</p> <p><b>【特記事項】</b></p>	

	<p>当該評価については、指標に従い「a」評価としたところであるが、農業者年金基金の運用状況は米国のサブプライムローン問題や大手証券会社の破綻等に端を発する経済状況により大幅に悪化している。</p> <p>農業者年金基金では、四半期ごとに運用結果の評価・分析を行っているが、この経済状況のすう勢を見極めることが困難であることから年金資産の構成割合の現状を維持したところである。</p> <p>農業者年金の資金運用は、「パッシブ方式」と呼ばれ、長期的に株式や債権を市場に連動させて保有し、経済成長のプラス・マイナスと合わせて最終的な運用収益の確保を図るものであり、世界経済の悪化という外的要因の影響を受けやすいとはいいうものの、2年連続のマイナス運用となったことは重く受け止める必要がある。</p> <p>当該指標は、運用の結果責任を問うものではないものの、今後は、状況の変化に応じ適時適切に、資産構成割合の検証を行うとともに運用方針等について十分に説明責任を果たし、積極的に情報公開を実施し、安全性・効率性を重視した資金運用に努められたい。</p>	
<p><b>【中期計画】</b></p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公開するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。</p>	<p><b>【評価指標】</b></p> <p>運用成績等の情報提供 (計画に基づく年金資産の構成割合、運用成績等の情報の公開及び運用結果の通知について)</p> <p>a : 年金資産に関する情報をHP上で公開するとともに加入者に運用結果を通知した b : どちらか一つしか実施しなかった c : いずれも実施しなかった</p>	a
<p><b>【年度計画】</b></p> <p>(4) 年金資産の構成割合、運用成績等については、6月、8月、11月及び2月にホームページで情報を公開します。また、加入者に対して、6月末日までに平成19年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知します。</p>	<p><b>【事業報告】</b></p> <p>(4) 運用成績等の情報提供 平成19年度、平成20年度第1四半期、第2四半期、第3四半期の年金資産の構成割合、運用成績について、それぞれ平成20年6月30日（5月30日に速報版公開）、8月1日、10月31日及び平成21年1月27日にホームページで公開した。 また、加入者に対して、その者に係る平成19年度末現在の保険料納付額等及びその運用収入の額を平成20年6月27日付で通知し、併せて、通知の趣旨、内容等について、ホームページに掲載した。</p>	

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第2 - 3 制度の普及推進及び情報提供の充実	<p>制度の普及推進及び情報提供の充実</p> <p><b>【評価結果】</b> 指標の総数 : 5 評価 a の指標数 : <math>4 \times 2</math> 点 = 8 点 評価 b の指標数 : <math>1 \times 1</math> 点 = 1 点 評価 c の指標数 : <math>0 \times 0</math> 点 = 0 点 合計 9 点 ( <math>9 / 10 = 90\%</math> )</p>	A
【中期計画】 (1) 可能な限り多くの農業者の方々に、政策支援を始めとした農業者年金制度の仕組み・特質について理解を得るために、農業関係の新聞等メディアの活用によるPRを通じて制度の周知を図る。	<p><b>【評価指標】</b> 制度の周知 ( 農業関係新聞等への PR ) a : 農業関係新聞に 2 回 PR した b : 農業関係新聞に 1 回しか PR しなかった c : 農業関係新聞に PR しなかった</p>	a
【年度計画】 (1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞に年 2 回 PR します。	<p><b>【事業報告】</b> 3 制度の普及推進及び情報提供の充実 (1) 制度の周知を図るため、農業関係新聞による PR を 2 回実施した。 ・ Q &amp; A 「よくわかる農業者年金」( 平成20年10月～12月、5段1／2広告、7回 )( 全国農業新聞、日本農業新聞、農業共済新聞 ) ・ 「農業者の皆さん、老後の備えは万全ですか？」( 平成20年4月、全面広告 )( 全国農業新聞 )</p>	
【中期計画】 (2) これまでの加入実績等を踏まえ、普及活動の経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針( 戦略プラン )を策定するなどにより重点化し、メリハリのある効率的効果的な普及推進活動を実施する。	<p><b>【評価指標】</b> 効率的・効果的な加入推進活動の実施 ( 加入推進取組方針( 戰略プラン )に基づく効率的・効果的加入推進活動の実施による新規加入者の獲得 ) a : 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針( 戰略プラン )等に基づき効率的・効果的な加入推進に取り組んだ b : 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針( 戰略プラン )等に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みがやや不十分であった c : 効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、加入推進取組方針( 戰略プラン )に基づく効率的・効果的な加入推進の取り組みが不十分であった</p>	a
【年度計画】 (2) 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針( 戦略プラン )を示し、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組みます。	<p><b>【事業報告】</b> (2) 年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針( 戦略プラン )を業務受託機関等に示すとともに、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。</p>	
【中期計画】 (3) 平成21年度までの各年度については、既に定めている加入目標の達成に取り組む。 また、平成22年度以降については、それまでの加入実績等を踏まえ新たに計画を策定し、引き続き、加入推進に取り組む。	<p><b>【評価指標】</b> 新規加入者数の目標達成 ( 新規加入者数の目標達成のため特別対策の実施 ) a : 新規加入者数の達成割合が 90% 以上であった b : 新規加入者数の達成割合が 50% 以上 90% 未満であった c : 新規加入者数の達成割合が 50% 未満であった 「制度の普及推進」等の取組状況を把握の上、評価を行う 新規加入者一人当たりの業務委託費を把握するものとする</p>	b
【年度計画】 (3) 平成20年度の加入目標( 5,720 人 )を達成するため「平成20年度加入推進特別対策」を実施します。	<p><b>【事業報告】</b> (3) 「3力年計画」に基づいて「平成20年度加入推進特別対策」を実施し、女性農業委員等を対象とした特別研修会を全国14会場で開催( 参加人数962人 )する等、数値目標の実現にむけて関係機関一丸となって取り組んだ。 この結果、平成20年度の新規加入者数は、3,707人となったが達成率は 4.8% となった。</p>	

(単位:人、%)			
新規加入者数	20年度目標数	20年度実績	達成率
新規加入者数	5,720	3,707	64.8

新規加入者一人当たりの業務委託費 (単位:千円、人)		
新規加入者割手数料 a	支払対象加入者数 b	a/b
319,600	4,173	77

#### 【特記事項】

平成20年度の新規加入者数が前年度実績を下回った要因について検証するため、都道府県の農業会議、農業協同組合中央会担当者に対するアンケート調査を実施したところ、  
株価の低迷等年金資金の運用環境の悪化(33%)  
農業資材の価格の上昇等農業経営を巡る環境の悪化(28%)  
が多かった(6割強)  
その他、農業委員会においては選挙があったため、農業者年金の加入推進体制に一時的な後退が発生したこと等が影響している。

#### 【中期計画】

- (4) 現場のニーズを踏まえた利用者の立場に立った資料を作成し、ホームページ等を通じ随時公表する。

#### 【評価指標】

利用者の立場に立った資料の作成  
(業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材の作成とホームページでの公表)  
a : 制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材を作成するとともにホームページで公表した  
b : どちらか一つしか実施しなかった  
c : いずれも実施しなかった

a

#### 【年度計画】

- (4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材を作成し提供するとともにホームページで公表します。

#### 【事業実績】

- (4) 業務受託機関が実施する制度の周知・普及活動に必要な優良事例集等の資材を作成・提供するとともにホームページで公表した。

a

#### 【中期計画】

- (5) 情報の発信源としてのホームページについて、多様な利用者により分かりやすく、かつ使いやすい内容とするため、コンテンツの見直しを行う。  
また、利用者に対し「ホームページの内容に関するアンケート」を実施し、必要に応じ、そのニーズを取り入れ、リニューアルを実施する。

#### 【評価指標】

ホームページの見直し  
(ホームページの内容について、より分かりやすくするためのコンテンツ内の改良)  
a : 計画どおりコンテンツ内の改良等を行った  
b : 一部計画どおりコンテンツ内の改良等を行った  
c : コンテンツ内の改良等を行わなかった

a

#### 【年度計画】

- (5) 情報の発信源としてのホームページの内容について、より分かりやすくするためにコンテンツ内の改良等を行います。

#### 【事業報告】

- (5) ホームページの情報を毎月更新し、業務受託機関及び加入者に対し、加入状況、保険料の運用に関する情報等を公開した。また、より分かり易く、使い易いホームページとするため、次のようなコンテンツ改良を行った。  
コンテンツタグ(利用者属性毎に区分整理した見出し)の設置。  
トップページのコンテンツ内に表示している掲載項目への説明機能の付加。  
「見てわかる動画コーナー」の改良。  
農業者年金業務の効率的な実施を図る観点から、基金より農業者年金業務受託機関担当者へ年金業務に係る情報を発信する手段として、「業務受託機関担当者コーナー」を開設した。  
・更新項目数: 187回  
・アクセス件数: 183,575件(前年度174,672件)  
・コンテンツ改良: 平成21年3月31日

月別更新項目数及びアクセス数

月	4	5	6	7	8	9
更新項目数	30	15	14	19	6	5
アクセス件数	16,344	16,961	19,020	15,386	13,198	13,746
月	10	11	12	1	2	3
更新項目数	20	13	14	13	15	23
アクセス件数	15,220	12,202	14,197	15,194	15,834	16,273

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第3 財務内容の改善に関する事項	<p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>【評価結果】</p> <p>指標の総数：2</p> <p>評価aの指標数：<math>2 \times 2</math>点 = 4点</p> <p>評価bの指標数：<math>0 \times 1</math>点 = 0点</p> <p>評価cの指標数：<math>0 \times 0</math>点 = 0点</p> <p>合計 点 ( / = 100 % )</p>	A
【中期計画】 旧制度に基づく融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、業務受託機関との密接な連携、現地調査等により債務者に関する情報を把握し、すべての貸付金債権について、毎年度、債権分類の見直しを行う等により、適切な管理・回収を行う。また、毎年度、農地等担保物件の評価の見直しを行う。	<p>【評価指標】</p> <p>貸付金債権の適切な管理・回収等</p> <p>(債券分類の見直しを行い、貸付金債権の適切な管理・回収)</p> <p>a : 債権分類の評価見直しを行い、これに基づき適切な管理・回収を行った b : 債権分類の見直しを行ったが、これに基づく管理・回収が不十分であった c : 債権分類の見直しを行わなかった</p>	a
【年度計画】 融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金債権については、分類見直しを行い、これに基づく適切な債権の管理・回収を行います。 また、担保物件の確認調査等を踏まえ農地等担保物件の評価の見直しを行います。	<p>農地等担保物件の評価の見直し</p> <p>(すべての農地等担保物件の評価の見直し)</p> <p>a : すべての農地等担保物件について評価の見直しを行った b : 農地等担保物件の評価の見直しが不十分であった c : 農地等担保物件の評価の見直しを行わなかった</p>	a
	<p>【事業報告】</p> <p>第3 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 債権の分類見直し及び適切な債権の管理・回収</p> <p>すべての貸付金債権について、平成19年度末現在の状況に対応して、分類見直しを行い、これに基づき、業務受託機関との連携のもと延滞者の実態把握、督促、面談及び抵当権の実行等により適切な管理・回収を行った。</p> <p>2 担保物件の確認、評価見直し</p> <p>融資事業及び農地の割賦売渡による貸付金の担保物件については、登記事項証明書を取得するなどして確認し、すべて評価の見直しを行った。</p>	

## 評価単位ごとの評価シート

( 大項目、 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価																																																					
第4 長期借入金	<p>長期借入金</p> <p>【中期目標】</p> <p>1 独立行政法人農業者年金基金法 (平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づき、基金が長期借入金をするに当たっては、市中金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> <p>【評価指標】</p> <p>長期借入金 (長期借入金をするに当たり、市中金利情勢等を考慮した極力有利な条件での借入れ)</p> <p>a : 極力有利な条件での借入を行った b : 極力有利な条件での借入を行わなかった c : 不利な条件での借入を行った</p> <p>【事業報告】</p> <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入年月日</th><th>借入の相手方</th><th>借入金額</th><th>借入利率</th><th>償還期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H20.6.23</td><td>三菱UFJ信託銀行 ほか128行庫</td><td>58,500</td><td>1.664%</td><td>H25.6.21</td></tr> <tr> <td>山梨中央銀行 ほか118行庫</td><td>58,000</td><td>1.404%</td><td>H23.2.4</td></tr> <tr> <td rowspan="3">H20.8.7</td><td>みなど銀行東京支店</td><td>15,000</td><td>1.095%</td><td>H24.2.6</td></tr> <tr> <td>みずほコーポレート銀行</td><td>13,000</td><td>1.515%</td><td>H25.6.21</td></tr> <tr> <td>農林中央金庫</td><td>13,000</td><td>1.400%</td><td>H25.6.21</td></tr> <tr> <td rowspan="2">H20.11.7</td><td>みずほコーポレート銀行</td><td>18,000</td><td>1.118%</td><td>H24.2.6</td></tr> <tr> <td>みずほコーポレート銀行</td><td>18,000</td><td>1.102%</td><td>H24.2.6</td></tr> <tr> <td rowspan="2">H21.2.6</td><td>群馬銀行 ほか109行庫</td><td>21,800</td><td>1.188%</td><td>H25.2.5</td></tr> <tr> <td>山梨中央銀行 ほか147行庫</td><td>43,000</td><td>1.01417%</td><td>H22.2.5</td></tr> </tbody> </table> <p>・借入時点の長期プライムレート</p> <table> <tr> <td>H20年6月</td> <td>2.45%</td> </tr> <tr> <td>H20年8月</td> <td>2.40%</td> </tr> <tr> <td>H20年11月</td> <td>2.35%</td> </tr> <tr> <td>H21年2月</td> <td>2.25%</td> </tr> </table> <p>法附則第17条第2項の規定に基づき、長期借入金は市中金利情勢等を考慮し、金利競争入札等を行うことにより極力有利な条件での借入れを行った。</p>	借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限	H20.6.23	三菱UFJ信託銀行 ほか128行庫	58,500	1.664%	H25.6.21	山梨中央銀行 ほか118行庫	58,000	1.404%	H23.2.4	H20.8.7	みなど銀行東京支店	15,000	1.095%	H24.2.6	みずほコーポレート銀行	13,000	1.515%	H25.6.21	農林中央金庫	13,000	1.400%	H25.6.21	H20.11.7	みずほコーポレート銀行	18,000	1.118%	H24.2.6	みずほコーポレート銀行	18,000	1.102%	H24.2.6	H21.2.6	群馬銀行 ほか109行庫	21,800	1.188%	H25.2.5	山梨中央銀行 ほか147行庫	43,000	1.01417%	H22.2.5	H20年6月	2.45%	H20年8月	2.40%	H20年11月	2.35%	H21年2月	2.25%	A
借入年月日	借入の相手方	借入金額	借入利率	償還期限																																																			
H20.6.23	三菱UFJ信託銀行 ほか128行庫	58,500	1.664%	H25.6.21																																																			
	山梨中央銀行 ほか118行庫	58,000	1.404%	H23.2.4																																																			
H20.8.7	みなど銀行東京支店	15,000	1.095%	H24.2.6																																																			
	みずほコーポレート銀行	13,000	1.515%	H25.6.21																																																			
	農林中央金庫	13,000	1.400%	H25.6.21																																																			
H20.11.7	みずほコーポレート銀行	18,000	1.118%	H24.2.6																																																			
	みずほコーポレート銀行	18,000	1.102%	H24.2.6																																																			
H21.2.6	群馬銀行 ほか109行庫	21,800	1.188%	H25.2.5																																																			
	山梨中央銀行 ほか147行庫	43,000	1.01417%	H22.2.5																																																			
H20年6月	2.45%																																																						
H20年8月	2.40%																																																						
H20年11月	2.35%																																																						
H21年2月	2.25%																																																						

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価																																						
第5 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画	<p>予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画</p> <p><b>【評価結果】</b></p> <p>指標の総数 : 2            評価aの指標数 : <math>2 \times 2</math>点 = 4点            評価bの指標数 : <math>0 \times 1</math>点 = 0点            評価cの指標数 : <math>0 \times 0</math>点 = 0点            合計 4点 (<math>4 / 4 = 100\%</math>)</p>	A																																						
(1) 支出削減の取組 支出削減の取組 (事業費及び一般管理費の節減に係る取組(支出の削減についての具体的方針及び実績等))	<p>a : 取組は十分であった            b : 取組はやや不十分であった            c : 取組は不十分であった</p> <p>本指標の評価にあっては、中期計画に定める「業務運営の効率化による経費の抑制」の評価結果に十分配慮するものとする</p> <p>下記事項を把握の上、評価を行う</p> <p>予算、収支計画、資金計画の計画と実績との比較            運営費交付金債務の残額、発生要因等            欠損金及び当期総損失並びに余剰金(積立金)及び当期総利益について、その額及び発生要因等</p>	a																																						
(2) 法人運営における資金の配分状況 法人運営における資金の配分状況 (人件費、業務経費、一般管理費等法人全体の資金配分方針及び実績、関連する業務の状況、予算決定方式等)	<p>a : 効果的な資金の配分は十分であった            b : 効果的な資金の配分はやや不十分であった            c : 効果的な資金の配分は不十分であった</p> <p>この場合、農業者年金基金においては法律に基づき業務ごとの区分経理が規定されており、勘定間の流用ができないことに十分配慮して評価するものとする。</p>	a																																						
<b>【事業報告】</b> 第4 予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び 資金計画 業務運営の効率化による経費の抑制等(再掲) (1) 一般管理費及び事業費の抑制 一般管理費(人件費を除く。)については、業務の効率化を進め、前年度比3.0%削減する計画に対し、実績で16.4%の削減を達成した。 また、事業費については、委託業務の効率化を進め、前年度比8.1%以上削減する計画に対し、実績で9.0%の削減を達成した。	<p>(参考) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度予算</th> <th>20年度予算</th> <th>削減率</th> <th>20年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>827,168</td> <td>802,353</td> <td>△3.0%</td> <td>691,678</td> <td>△16.4%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,385,517</td> <td>2,192,097</td> <td>△8.1%</td> <td>2,170,421</td> <td>△9.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度実績</th> <th>20年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費 (人件費を除く)</td> <td>760,792</td> <td>691,678</td> <td>△9.1%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>2,346,295</td> <td>2,170,421</td> <td>△7.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人件費の計画的削減 人件費については17年度比10.4%の削減(退職手当及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)を行った。</p> <p>(単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度実績</th> <th>20年度実績</th> <th>削減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>754,840</td> <td>676,084</td> <td>△10.4%</td> </tr> </tbody> </table>		19年度予算	20年度予算	削減率	20年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	827,168	802,353	△3.0%	691,678	△16.4%	事業費	2,385,517	2,192,097	△8.1%	2,170,421	△9.0%		19年度実績	20年度実績	削減率	一般管理費 (人件費を除く)	760,792	691,678	△9.1%	事業費	2,346,295	2,170,421	△7.5%		17年度実績	20年度実績	削減率	人件費	754,840	676,084	△10.4%	
	19年度予算	20年度予算	削減率	20年度実績	削減率																																			
一般管理費 (人件費を除く)	827,168	802,353	△3.0%	691,678	△16.4%																																			
事業費	2,385,517	2,192,097	△8.1%	2,170,421	△9.0%																																			
	19年度実績	20年度実績	削減率																																					
一般管理費 (人件費を除く)	760,792	691,678	△9.1%																																					
事業費	2,346,295	2,170,421	△7.5%																																					
	17年度実績	20年度実績	削減率																																					
人件費	754,840	676,084	△10.4%																																					

**【特記事項】**

- 1 加入推進活動の実績についてはP 14～15を参照のこと
- 2 予算、収支計画、資金計画の計画と実績についての比較については財務諸表を参照のこと。
- 3 特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定及び農地売買貸借等勘定において当期総利益が生じているのは、独立行政法人会計基準第80第3による振替を行ったためである。旧年金勘定において、当期総損失が発生しているのは、自己財源（過去に貸し付けた債権の償還金等）を旧年金等給付費に充当したこと等のためである。
- 4 利益剰余金のほとんどは、旧制度において、農業者年金の加入者に対して農地を取得するための資金を旧年金勘定から農地売買貸借等勘定を経由して融資していたものの債権等が大宗を占めている（他に土地、基金本部事務所の敷金等）ところあり、適切であると考える。  
なお、積立金については「第7 その他主務省令定める業務運営に関する事項」で評価する。

## 評価単位ごとの評価シート

( 大項目、 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第6 短期借入金の限度額	短期借入金の限度額	
<p>【中期計画】</p> <p>1 2億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入れの遅延。</p> <p>2 2,704億円(平成20年度) 875億円／年(平成21年度から平成24年度まで)</p> <p>(想定される理由) 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p>	<p>【評価指標】</p> <p>第5 短期借入金の限度額 短期借入金の借入に至った理由等 (当該年度に係る短期借入金について、借入に至った理由、使途、金額、金利、手続き、返済の状況と見込み)</p> <p>a : 借入に至った理由等は適切であった b : 借入に至った理由等はやや不適切であった c : 借入に至った理由等は不適切であった</p> <p>当該評価を下すに至った経緯、中期目標、中期計画に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項を併せて記載する。 (中期計画に定めた短期借入金を行った年度のみ評価を行う。)</p>	
<p>【年度計画】</p> <p>1 運営費交付金の受入れの遅延による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、2億円とします。</p> <p>2 独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第17条第2項の規定に基づく長期借入金に関して、一時的に調達が困難になった場合等の短期借入金の限度額は、2,704億円とします。</p>	【短期借入金については、実績がなかったことから、評価の対象外】	

## 評価単位ごとの評価シート

( 大項目、 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
【中期計画】 千葉県柏市に所有する職員宿舎等については平成21年度末までに売却する。 土地：千葉県柏市根戸字高野台 471番69(面積：667.64m <sup>2</sup> ) 建物：宿舎(物置を含む。) 昭和50年築 鉄筋コンクリート造 陸屋根3階建 延べ床面積688.8m <sup>2</sup>	<p>【評価指標】 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画(職員宿舎等とその土地の売却に向けた取組) a : 売却に向けた取組に着手し、平成21年度末までの売却に目処がついた b : 売却に向けた取組に着手したが、平成21年度末までの売却に目処がつかなかった c : 売却に向けた取組に着手しなかった 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	A
【年度計画】 職員宿舎等とその土地について、平成21年度末までの売却に向けた取組に着手します。	<p>【事業報告】 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 平成20年度において、柏職員宿舎等とその土地の売却に向けた不動産鑑定評価等を実施し、平成21年度末までに売却するため同年度上期に売却に向けて手続きを開始することとしている。 なお、平成20事業年度決算においては、不動産鑑定評価の結果を受けて「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」の規定に基づき減損会計を実施し、帳簿価格の見直しを行った。</p> <p>【特記事項】 1 平成21年度末までの売却に向けて、同年度上半期(9月中)に入札に至る予定となっている。 2 監事監査において、保有資産の見直し状況について監事監査が行われ、売却に向けて適切に業務が実施されている旨の報告があった。</p>	

## 評価単位ごとの評価シート

( 中項目、 小項目 )

評価項目	達成状況	評価
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<p>職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p><b>【評価結果】</b> 指標の総数：3 評価aの指標数：<math>3 \times 2</math>点 = 6点 評価bの指標数：<math>0 \times 1</math>点 = 0点 評価cの指標数：<math>0 \times 0</math>点 = 0点 合計 6点 (<math>6 / 6 = 100\%</math>)</p>	A
<p><b>【中期計画】</b> 1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p> <p>(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、適正な人員配置を行う。 また、中期目標の期間の終了時までの人件費の削減計画を達成するため、継続雇用制度の活用等による業務の執行方法の見直し等に取り組む。</p> <p><b>【年度計画】</b> 1 職員の人事に関する計画</p> <p>(1) 方針 農業者年金事業や資金運用に関する専門的研修により人材の育成を図るとともに、人件費を抑制しつつ効率的に業務を実施するため高齢者継続雇用制度を活用します。</p>	<p><b>【評価指標】</b> (1) 方針 a : 計画どおり順調に実施した b : 概ね計画どおりに実施した c : 計画どおりに実施しなかった 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
<p><b>【中期計画】</b> (2) 人員に係る指標 期末の常勤職員数を期初の91.5%とする。さらに、見直しに取り組み、極力縮減するよう努める。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 82人 期末の常勤職員数の見込み 75人</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 3,603百万円</p> <p><b>【年度計画】</b> (2) 人員に係る指標 年度末の常勤職員数を80人とします。</p> <p>(参考) 人件費総額見込み 743百万円</p>	<p><b>【事業報告】</b> 第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 職員の人事に関する計画 (1) 方針 新任職員に対し、農業者年金業務全般についての知識の修得を図るために研修を実施するとともに、年金資産の運用等専分野に特化した専門研修を実施する等、人材の育成を図るとともに、基金で培った知識・経験を業務運営に活かすため、定年退職者を非常勤職員として継続雇用とした。</p> <p><b>【特記事項】</b> <b>【計画】</b> 1 新任研修2回。専門分野研修2回、運用研修1回の実施を計画し、計画どおり実施した。 2 定年退職者2名の採用を計画し、計画どおり継続雇用とした。</p> <p><b>【評価指標】</b> (2) 人事に関する指標 a : 計画どおり順調に実施した b : 概ね計画どおりに実施した c : 計画どおりに実施しなかった (各年度の年度計画において規定されている具体的目標に基づき、達成度合いを評価する。) 計画と実績を把握の上、評価を行う</p>	a
<p><b>【中期計画】</b> 2 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期</p>	<p><b>【事業報告】</b> (2) 人員に関する指標 年度末の常勤職員数を80人とした。</p> <p><b>【特記事項】</b> <b>【計画】</b> 常勤職員について平成19年度末の82人から2名削減して80人とする。</p> <p><b>【評価指標】</b> 前期中期目標期間繰越積立金の充当 (積立金の処分について、中期計画に定められた使途にあてた結果、当該事業年度に得られた成果) a : 計画どおり充当された</p>	a

間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当する。

- (1) 旧年金給付費
- (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）

#### 【年度計画】

##### 2 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金を次の経費に充当します。

- (1) 旧年金給付費
- (2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）

b : おおむね計画どおり充当された  
c : 計画どおり充当されなかった  
(中期計画に定めた積立金の処分を行った年度のみ評価を行う。)

#### 【事業報告】

##### 2 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金のうち、前期中期目標期間から繰り越した現預金（496百万円）及び前期中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金（910百万円）については、平成20年度における旧年金給付費（114,950百万円）及び旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。（237,192百万円））の一部に充当し旧年金給付に寄与している。

1. 予算及び決算

(単位:百万円)

区分	分	特例付加年金勘定						旧年金勘定	農地売買賃借等勘定
		予算	決算	予算	決算	農業者老齢年金等勘定	予算		
収入		414,763	402,988	2,466	2,334	17,416	17,586	396,705	384,886
運営費交付金		3,890	3,890	501	501	1,267	1,267	1,995	1,995
国庫補助金		1,855	1,750	1,855	1,750	-	-	-	-
国庫負担金		123,507	123,507	-	-	-	-	123,507	123,507
政府補給金		93	80	-	-	-	-	-	-
借入金		270,406	258,300	-	-	-	-	270,406	258,300
保険料収入		13,520	13,821	-	-	13,520	13,821	-	-
運用収入		785	630	93	71	692	559	-	-
管付金利息		103	103	-	-	-	-	196	171
農地売渡代金等収入		600	898	-	-	-	-	-	103
諸収入		5	9	1	1	2	2	2	600
特例付加年金被保険者経理により受入		-	-	16	11	-	-	-	898
農業者老齢年金被保険者経理により受入		-	-	-	-	1,935	1,936	-	-
農地売買賃借等勘定により償還金		-	-	-	-	-	-	600	910
支出		399,463	386,526	519	462	4,062	3,686	396,705	384,249
業務経費		164,402	151,660	258	251	3,419	3,142	162,647	150,193
うち農業者年金事業給付費		591	267	1	0	590	267	-	-
旧年金等給付費		160,830	148,701	-	-	-	-	160,830	148,701
還付金		301	356	-	-	268	318	33	39
長期借入関係費		488	165	-	-	-	-	488	165
その他 の業務経費		2,192	2,170	241	240	626	621	1,296	1,288
借入賞還金		233,358	233,358	-	-	-	-	233,358	233,358
一般管理費		802	692	114	82	282	212	363	42
人件費		901	816	146	129	360	332	338	17
特例付加年金受給権者経理へ繰入		-	-	16	11	-	-	-	-
農業者老齢年金受給権者経理へ繰入		-	-	-	-	1,935	1,936	-	-
旧年金勘定への賞還金		-	-	-	-	-	-	-	600
旧年金勘定への支払利息		-	-	-	-	-	-	-	910
旧年金勘定への支払利息		-	-	-	-	-	-	-	196
								56	38

2. 収支計画及び実績

(単位:百万円)

区分	特例付加年金勘定			旧年金勘定			農地売買賃借等勘定	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
費用	183,891	168,514	2,753	2,250	17,606	15,370	163,400	150,818
経常費用	177,957	164,654	2,753	2,250	17,606	15,181	157,465	147,147
人件費	901	813	146	129	360	331	338	315
業務費	158,542	158,998	251	1,599	1,551	10,916	156,712	146,462
一般管理費	802	571	114	68	282	176	363	314
減価償却費	118	122	17	17	43	45	53	55
給付準備金繰入	17,593	4,151	2,224	437	15,369	3,714	-	-
財務費用	5,935	3,669	-	-	-	-	5,935	3,669
維持	-	191	-	-	-	189	-	2
臨時損失	-	0	-	-	-	-	0	-
収益	183,292	168,322	2,753	2,250	17,606	15,370	162,801	150,624
運営費交付金収益	3,890	3,552	501	437	1,267	1,127	1,995	1,917
国庫補助金収入	1,855	1,725	1,855	1,725	-	-	-	-
国庫負担金収入	△ 109,851	36,976	-	-	-	-	△ 109,851	36,976
政府補給金収入	93	76	-	-	-	-	-	-
財源措置予定額収益	270,406	111,472	-	-	-	-	270,406	111,472
保険料収入	13,537	13,623	-	-	13,537	13,623	-	-
運用収入	3,136	645	379	71	2,757	574	-	-
貸付金利息収入	103	93	-	-	-	-	196	169
その他の収入	5	37	1	0	2	1	2	35
資産見返運営費交付金戻入	118	122	17	17	43	45	53	55
臨時利益	-	1	-	-	-	-	-	1
純利益	-	2	-	0	-	0	-	-
純損失	△ 600	△ 194	-	-	-	-	△ 600	△ 194
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-	-
総利益	-	2	-	0	-	0	-	2
総損失	△ 600	△ 194	-	-	-	-	△ 600	△ 194

### 3. 資金計画及び実績

(単位:百万円)

区分	特例付加年金勘定			農業者老齢年金等勘定			旧年金勘定			農地売買賃借等勘定		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
資金支出	414,763	403,976	2,450	2,573	15,481	16,289	396,705	385,048	923	1,316		
業務活動による支出	166,105	153,756	503	647	2,127	1,600	163,347	151,266	323	377		
投資活動による支出	15,300	16,504	1,947	1,926	13,354	14,689	—	—	66	—	3	
財務活動による支出	233,358	233,358	—	—	—	—	233,358	233,358	600	935		
翌年度への繰越金	—	—	—	—	—	358	—	—	—	—	—	
資金収入	414,763	403,976	2,450	2,573	15,481	16,289	396,705	385,048	923	1,316		
業務活動による収入	144,357	144,533	2,450	2,324	15,481	15,322	125,700	125,813	923	1,208		
運営費交付金による収入	3,890	3,890	501	501	1,267	1,267	—	—	1,995	1,995	126	126
補助金等による収入	125,455	125,337	1,855	1,750	—	—	123,507	123,507	93	93	80	
保険料収入	13,520	13,504	—	—	13,520	13,504	—	—	0	—	—	—
運用による収入	785	621	93	71	692	550	—	—	—	—	—	—
農地売渡代金等収入	600	898	—	—	—	—	—	—	—	—	600	898
貸付金利息収入	103	103	—	—	—	—	196	196	134	134	103	103
その他の収入	5	180	1	0	2	1	2	2	177	177	1	1
投資活動による収入	—	—	—	—	181	600	935	935	—	—	—	—
他勘定貸付金の回収による収入	—	—	—	—	—	600	935	935	—	—	—	—
投資有価証券の売却による収入	—	—	—	—	181	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	270,406	258,300	—	—	—	—	270,406	258,300	—	—	—	—
借入金による収入	270,406	258,300	—	—	—	—	270,406	258,300	—	—	—	—
前年度からの繰越金	0	1,144	0	250	0	786	0	—	—	—	—	108

# 契約の状況を把握・公表するための資料

独立行政法人農業者年金基金

## 1. 隨意契約の基準について

業務方法書又は会計規程等に随意契約の基準を具体的に規定している。	○ (独立行政法人農業者年金基金会計規程、同実施細則)
この基準を、ホームページ上で公表している。	○

随意契約によることができる限度額  
(平成21年4月1日現在)

契約の種類	金額
工事	250万円以下
製造	250万円以下
財産の買入	160万円以下
貸借料	80万円以下
財産の売払	50万円以下
賃貸料	30万円以下
役務	100万円以下

(参考)国の随意契約によることができる場合の基準  
(予算決算及び会計令第99条)

契約の種類	金額
工事	250万円以下
製造	250万円以下
財産の買入	160万円以下
貸借料	80万円以下
財産の売払	50万円以下
賃貸料	30万円以下
役務	100万円以下

※独立行政法人設立時(平成15年10月1日)より、基準の変更なし

## 2. 平成20年度に締結した契約の状況

契約形態の内訳

	件数	金額
総支出	31	588,822千円
一般競争入札	14	153,184千円
指名競争入札	0	0千円
随意契約	15	421,862千円
その他	2	13,776千円

平均落札率(一般競争入札及び指名競争入札)

71 %

## 3. 隨意契約から一般競争及び企画競争・公募による契約方式への移行した具体例 (平成20年度契約)

具体例(金額)
・年金コンサルティング業務(8,820千円)
・CIO補佐官業務(4,956千円)
※いずれの契約も企画競争による契約方式へ移行を行った。

## 4. その他(見直す予定の有無等)

- ・基幹業務記録システム保守運用業務(平成21年度契約より一般競争入札に移行: 90,484千円)
- ・電子情報提供システム保守運用業務(平成21年度契約より一般競争入札に移行: 41,423千円)

※上記2件の契約については、平成21年度契約において一本化した上で、一般競争による契約方式への移行を行った。(129,387千円)

## 20年度契約締結状況一覧

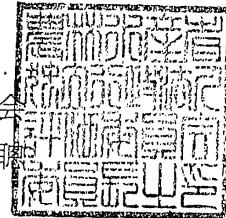
	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円) (税込み)	契約方式	相手方氏名
1	事務室及び倉庫の賃貸借	H20.4.1	117,250,260	随意契約	三菱UFJ信託銀行株
2	北海道事務連絡所事務室の賃貸借	H20.4.1	2,908,200	随意契約	株藤井ビル
3	九州連絡事務所事務室の賃貸借	H20.4.1	864,564	随意契約	社団法人熊本県蚕糸振興協力会
4	事務室の清掃業務	H20.4.1	2,860,200	随意契約	ファースト・ファシリティーズ株
5	「QUICK Active Manager」等によるリアル・タイム金融情報システムによる諸情報の提供	H20.4.1	2,280,600	随意契約	株QUICK
6	「QUICK Vis Cast」等によるリアル・タイム金融情報システムによる諸情報の提供	H20.4.1	2,342,964	随意契約	株QUICK
7	年金給付金振込等の手数料	H20.4.1	28,533,556	随意契約	農林中央金庫
8	のうねんの購入	H20.4.1	9,525,600	随意契約	株農林水産広報センター
9	基幹業務記録システムにかかる保守運用業務	H20.4.1	90,484,485	随意契約	株日立情報システムズ
10	電子情報提供システムにかかる保守運用業務	H20.4.1	41,422,500	随意契約	株日立情報システムズ
11	後納郵便料	-	105,984,487	随意契約	郵便事業株式会社
12	官報掲載料	H20.8.11	2,179,332	随意契約	東京官書普及株
13	農業者年金制度PRに関する新聞広告	H20.10.6	1,575,000	随意契約	株日本農業新聞
14	農業者年金制度PRに関する新聞広告	H20.10.6	1,260,000	随意契約	全国農業会議所
15	平成20年度監査契約	H20.12.24	12,390,000	随意契約	新日本有限責任監査法人
合 計			421,861,748		

1	年金コンサルティング業務	H20.4.1	8,820,000	随意契約 (企画)	みずほ総合研究所株
2	CIO補佐官業務	H20.4.30	4,956,000	随意契約 (企画)	みずほ情報総研株
合 計			13,776,000		

21独評第35号  
平成21年7月29日

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原 哲夫 殿

農林水産省独立行政法人評価委員会  
委員長 松本 聰



独立行政法人農業者年金基金の平成20年度業務実績に係る意見聴取について

標記について、独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)

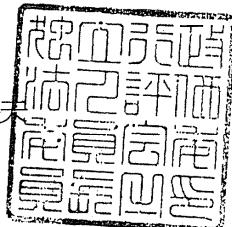
附則第20条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

独評発第0814001号  
平成21年8月14日

農林水産省独立行政法人評価委員会

委員長 松本聰 殿

厚生労働省独立行政法人評価委員会  
委員長 井原哲夫



### 独立行政法人農業者年金基金の平成20年度業務実績に係る意見について

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第19条第1項第3号に規定する業務について、本委員会は下記のとおり意見を提出する。

#### 記

平成20年度における農業者年金基金の旧制度の給付に関する業務については、着実な実施状況であると判断される。

なお、業務運営能力の向上等については、計画と実績を把握した上で評価するように改善されているところであるが、研修後のアンケートによる主観的な理解度の把握にとどまらず、理解度を客観的に把握した上で評価を行えるよう、貴評価委員会においては配慮されたい。